

第27回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日

開催日時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
（ログイン開始時刻：9時30分）

開催方法 **オンライン開催のみ**
※ご来場いただく会場はございません
本株主総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）としてインターネット上でのみ開催します。本株主総会のご出席方法の詳細は、「バーチャルオンリー株主総会への出席に関するご案内」（10～14ページ）をご確認ください。

議案

- 第1号議案：定款一部変更の件
- 第2号議案：取締役7名選任の件
- 第3号議案：取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件
- 第4号議案：社外取締役に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件

「スマート行使」について

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。上記方法での議決権行使は1回に限ります。

自然と、あなたと、ともに未来へ。



株式会社レノバ

証券コード：9519

株主の皆さまへ

平素は格別のご厚情を賜り、心より感謝申し上げます。昨今の世界的なエネルギー危機は、国内のエネルギー自給率向上と再生可能エネルギーの重要性を改めて浮き彫りにしました。このような激動の環境下、当社は「中期経営計画2030」に掲げた目標に向け、極めて重要なマイルストーンを次々と達成した1年となりました。

2025年9月、唐津バイオマス発電所の営業運転開始により、運転中設備容量が1GW（原子力発電所1基分相当）を突破いたしました。これは一般家庭約100万世帯分の電力を供給する規模であり、当社の成長における大きな節目となります。私たちはこの規模のエネルギー供給を担う責任の重さを改めて深く自覚し、各設備の安全・安定稼働を最優先事項として徹底してまいります。

また、2025年10月には当社初の蓄電事業「姫路蓄電所」が運転を開始し、2026年3月には「菊川西村蓄電所」のプロジェクトファイナンス組成を実現いたしました。単なる再エネの供給に留まらず、電力系統の安定化に寄与する大型蓄電事業を次世代エネルギーインフラの中核と位置づけ、今後も強力に推進してまいります。

海外では、フィリピンの太陽光発電事業における20年間の売電権落札など、グローバル展開も加速させています。また、国内のNon-FIT太陽光発電所も約800ヶ所（101MW）に達しました。引き続き、地域社会と共生し、信頼されるパートナーとして着実に実績を重ね、持続可能な未来の礎を築いてまいります。

創業25周年を迎えた当社は、これまでの歩みを確かな自信とし、株主の皆さまとの対話を深めながら、圧倒的なスピード感をもって実績を示し続けてまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長CEO

木南 陽介



取締役会長

川名 浩一



小規模・分散型太陽光/蓄電池/陸上風力事業 ～『中期経営計画2030』達成に向けた着実な事業推進～

蓄電事業

今期は、当社初の系統用蓄電所となる「姫路蓄電所」が運転開始したほか、「石狩蓄電所」「菊川西村蓄電所」の融資関連契約締結など、各案件が着実に進展しました。今後は、蓄電池の最適運用機能を内製化することにより収益性最大化を図るとともに、大型蓄電事業の開発を加速してまいります。



蓄電所名	姫路蓄電所	石狩蓄電所	菊川西村蓄電所
建設予定地	兵庫県姫路市	北海道石狩市	静岡県菊川市
出力/蓄電容量	15MW/48MWh	30MW/非公表	90MW/270MWh
運転開始	2025年10月10日	2027年度(予定)	2028年度(予定)

小規模・分散型太陽光事業

2022年より開始した小規模・分散型太陽光事業は順調に拡大しています。また、約1,300地点/170MWを対象とする開発資金として、同事業のプロジェクトファイナンスでは国内最大規模となる総額223億円の融資組成を完了いたしました。



苓北・天草陸上風力

当社が開発を初めてリードする陸上風力発電所である苓北・天草風力発電所は、建設工事が順調に進捗しています。2027年度中の運転開始に向け、引き続き安全第一に工事を進めてまいります。



ブレード搬入の様子
(2025年12月)



ナセル搬入の様子
(2025年12月)

国内全7ヶ所のバイオマス発電所が稼働開始。 安定稼働による収益基盤の構築

当社が手がけるバイオマス発電事業において、7ヶ所目となる「唐津バイオマス発電所（佐賀県）」が2025年9月に営業運転を開始いたしました。これにより、計画していた国内全7ヶ所（合計設備容量：約445MW）の全てが稼働済みとなりました。今後は、全拠点の安定稼働と適切なメンテナンスを通じて、長期的な収益基盤の強化と、再生可能エネルギーの安定供給に貢献してまいります。



営業運転開始	2025年9月
発電容量	49.9MW
想定年間発電量	約35,000万kWh（一般家庭約11万世帯の年間使用電力量に相当）
燃料	木質ペレット、パーム椰子殻（PKS）



紹介動画

運転中バイオマス発電所の稼働状況

現在、運転中のバイオマス発電所は設備の安定稼働のため、定期的な修繕と徹底した安全対策を継続しています。特に高いプラント稼働率を維持している以下の発電所をはじめ、各拠点が収益基盤として着実に寄与しており、今後も、事業の継続性と収益性の更なる向上に努めてまいります。

◆苅田バイオマス発電所（福岡県）



営業運転開始	2021年6月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約50,000万kWh
プラント稼働率	91.4%



紹介動画

◆杜の都バイオマス発電所（宮城県）



営業運転開始	2023年11月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約55,300万kWh
プラント稼働率	91.6%



紹介動画

◆石巻ひばり野バイオマス発電所（宮城県）



営業運転開始	2024年3月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約53,000万kWh
プラント稼働率	89.9%



紹介動画

※2025年4月1日～2026年3月31日のデータです。



サステナビリティの考え方と基本方針

当社は、取締役会において以下のサステナビリティ基本方針を策定しています。
また、2021年12月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明いたしました。

■ 企業理念とサステナビリティとの関係

- 当社はミッション／経営理念を基に、持続可能な社会を実現すべく、再生可能エネルギー発電事業及びその普及拡大を後押しする蓄電池等のGX（グリーントランスフォーメーション）事業の開発・運営を推進しています。
- 当社はビジョンを達成するためには、再生可能エネルギーの普及拡大やGX事業の推進に加え、地域社会との共生、事業を通じた新しい価値の創造、新たなサプライチェーンの構築など、多様な観点から事業全体のサステナビリティ向上に取り組むことが重要であると考えています。

当社は、ステークホルダーの皆さまとともに、エネルギーで困ることのない100年後の未来をつくっていきま

■ サステナビリティ基本方針

当社は、当社が掲げるミッション／経営理念の遂行により、社会のサステナビリティ向上に貢献してまいります。

当社は、ひとつひとつの企業活動において、持続可能なあり方を追求します。特に、「安全安心」な「共存共栄」の事業を長期に運営していくことを志向している当社にとって、事業の成立・発展には、多岐にわたるステークホルダーの皆さまとの協業が不可欠です。

当社ではコミットメント／経営原則として「地球」「地域」「顧客」「株主」「社員」という主要ステークホルダーごとの約束を掲げています。

レノバの企業理念

ミッション / 経営理念	グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する
ビジョン / 目指すべき企業の姿	日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること
	地球 人類と地球の、永遠の共生に貢献します
	地域 歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
コミットメント / 経営原則	顧客 経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
	株主 株式価値を持続的に創出します
	社員 有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

再生可能エネルギー事業では「地域の恵みである自然エネルギーを使わせていただいている」という考えのもと、当社は上記ステークホルダーのうち「地球」「地域」を最重視しています。地球環境・地域社会にとって、長期的でよりいっそうサステナブルな発電事業を育むとともに、当社自体のサステナビリティも大切にまいります。

国内・海外における運転中・建設中の設備容量^(注1)

2026年5月13日現在公表可能な事業

約**1.6GW**(ギガワット)

 太陽光  バイオマス  風力  地熱  蓄電池

国内

全国 (中小規模集積型フィジカルPPA、売電先を記載)








-  東京ガス(株) (最大12MW)
-  鈴与商事(株) (最大2MW)
-  エバーグリーン・マーケティング(株) (最大9MW)
-  東邦ガス(株) (最大10MW)

全国 (中小規模集積型バーチャルPPA、環境価値供給先を記載)

-  (株)村田製作所 (最大115MW)
-  (株)大塚商会 (最大22MW)
-  国内需要家 (最大約36MW)

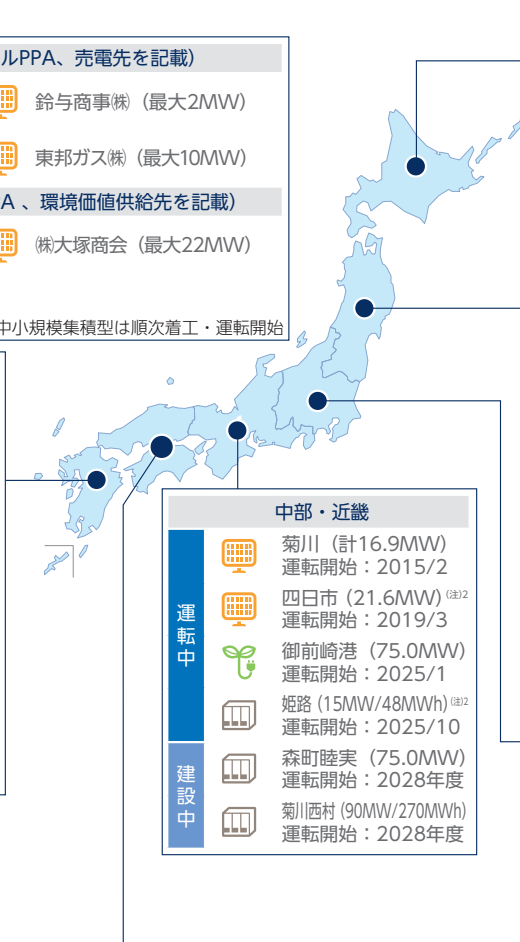
中小規模集積型は順次着工・運転開始

九州

-  九重 (25.4MW)
運転開始：2015/5
-  大津 (19.0MW)
運転開始：2016/4
-  人吉 (20.8MW)
運転開始：2023/6
-  苅田 (75.0MW)
運転開始：2021/6
-  唐津 (49.9 MW)
運転開始：2025/9
-  南阿蘇湯の谷 (2.0MW)^(注2)
運転開始：2023/3
-  峇北・天草 (54.6MW)
運転開始：2027年度

運転中

建設中










北海道

-  苫小牧 (90.0MW)
運転開始：2028年度
-  白老 (50.0MW)
運転開始：2028年度
-  石狩 (30.0MW)
運転開始：2027年度





建設中

東北

-  軽米西 (48.0MW)
運転開始：2019/7
-  軽米東 (80.8MW)
運転開始：2019/12
-  軽米尊坊 (40.8MW)
運転開始：2021/10
-  秋田 (20.5MW)
運転開始：2016/7
-  仙台蒲生 (75.0MW)
運転開始：2023/11
-  石巻ひばり野 (75.0MW)
運転開始：2024/3
-  阿武隈 (約147MW)^(注2)
運転開始：2025/4

運転中

関東


-  水郷潮来 (15.3MW)
運転開始：2014/2
-  富津 (40.4MW)
運転開始：2014/7
-  那須塩原 (26.2MW)
運転開始：2015/9
-  那須烏山 (19.2MW)
運転開始：2019/5

運転中

海外



ベトナム

-  クアンチ (144.0MW)^(注2)
運転開始：2021/10

運転中

中国・四国

-  徳島津田 (74.8MW)
運転開始：2023/12
-  安来 (2MW/6.5MWh)
運転開始：2026/4

運転中

(注) 1. 完工済み小規模太陽光発電事業 (Non-FIT) を含みます。
 2. 他社が開発/建設/運転をリードしている事業です。
 3. 建設中の事業は、「推進中事業」及び「先行投資事業」を含みます。建設状況により、変更、遅延又は中止となる可能性があります。

証券コード：9519
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社レノバ
代表取締役社長CEO 木南 陽介

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上で開催する「場所の定めのない株主総会」(バーチャルオンリー株主総会)といたします。株主の皆さまにご来場いただく会場はございませんので、インターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。地理的・時間的な制約を軽減し、利便性の高い出席機会を公平に提供することで、より開かれた株主総会の実現を目指してまいります。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第27回定時株主総会招集ご通知」として掲載していますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.renovainc.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトへアクセスいただく際は、銘柄名(会社名)に「レノバ」又は証券コードに「9519」を入力・検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご参照ください。

なお、当日ご出席されない場合、又は当日ご出席される予定でも通信上障害等に対する備えとして、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、本招集ご通知9ページのご案内に従って、2026年6月18日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送又はご入力をお願い申し上げます。

敬具

1. **日時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時（ログイン開始時刻:午前9時30分）
 通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2026年6月22日（月曜日）午前10時に延期いたします。この場合は、当社ウェブサイト（<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>）であらためてお知らせします。
2. **開催方法** 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。
株主の皆さまに実際にご来場いただく会場はございません。
 所定のIDとパスワードにより本総会専用のウェブサイトログインし、ご出席ください。詳細は、「バーチャルオンリー株主総会への出席に関するご案内」（10～14ページ）をご確認ください。
3. **目的事項**
- 報告事項**
- 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 **定款一部変更の件**
 第2号議案 **取締役7名選任の件**
 第3号議案 **取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件**
 第4号議案 **社外取締役に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件**
4. **目的事項その他招集にあたっての決定事項**
 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
- ・事業報告の以下の事項
 「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の以下の事項
 「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の以下の事項
 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会の流れ

総会 開催前

①バーチャル株主総会専用ウェブサイト にアクセスし、事前質問をする

<アクセス方法>

ログインURL

[https://meetings.lumiconnect.com/
700-960-929-252](https://meetings.lumiconnect.com/700-960-929-252)



■ ID・パスワード：同封の「バーチャル株主総会
出席方法のお知らせ」をご参照ください

※詳細は10～14ページをご参照ください

<事前質問方法>

質問受付期間：2026年6月4日（木）午前10時～
同年6月15日（月）午後5時

※詳細は11ページをご参照ください

②当社ウェブサイト最新の開示資料や情報を確認する

URL

<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>



議決権を事前行使する

2026年6月4日（木）～
同年6月18日（木）午後5時

■インターネットでの議決権行使

議決権行使サイト

<https://www.web54.net>



■郵送

※詳細は9ページをご参照ください

総会 当日

バーチャル株主総会専用ウェブサイトにて 株主総会に出席する

2026年6月19日（金）午前10時開始

- ・議決権を行使する
- ・質疑等の発言を行う

事前の議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご確認の上、事前に議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。
議決権を事前行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

以下のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限：2026年6月18日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使
ウェブサイト

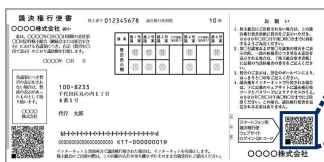
<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- 2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン・スマートフォン又はタブレットとで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

証券代行ウェブサポート（三井住友信託銀行株式会社）

 **0120-652-031**（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

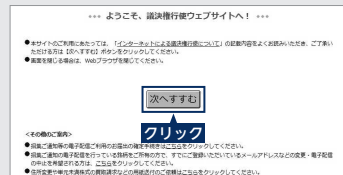
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2026年6月18日（木曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書に議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

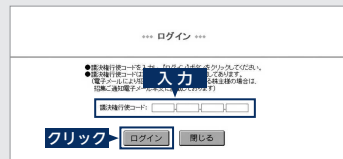
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



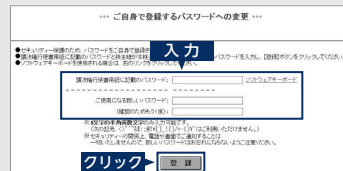
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

ログイン方法

- (1) 以下URL又はQRコードより配信サイトへアクセス
<https://meetings.lumiconnect.com/700-960-929-252>

※会議IDは「700-960-929-252」です。

※「クッキーポリシー」が表示された場合は、「必須クッキーのみ」又は「クッキーを受け入れる」を選択してください。



- (2) 注意事項を最後までお読みいただき、「上記事項に同意する」にチェックし『同意する』をクリックしてください。
- (3) ID及びパスワードをご入力：同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をご確認ください。
- (4) ID及びパスワードをご入力後「ログイン」をクリックしてください。

当該通知書を紛失した場合や記載されているID及びパスワードが不明な場合は、再発行が可能ですので、2026年6月12日（金曜日）午後5時までに下記の「6. お問い合わせについて」に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

なお、ID及びパスワードについて、電話でのご回答はいたしかねますのでご了承ください。

事前のお手続き（事前のご質問の受付及び代理出席）

1. 事前のご質問の受付について

本株主総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことが可能です。株主様のご関心が高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。

事前のご質問を送信いただく場合は、前記の「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照の上、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。

ログイン後、画面左の「事前質問」タブより、ご質問を送信いただけます。

（事前質問受付期間）

2026年6月4日（木曜日）午前10時 から2026年6月15日（月曜日）午後5時まで

2. 代理出席について

代理人による本株主総会への出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、議決権を有するほ

かの株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。

代理人によりバーチャル出席する場合、株主総会に先立って、当社に「代理権を証明する書面（委任状）」等のご送付が必要となります。

つきましては、以下の送付方法及び送付先をご確認いただき、電子メール又は郵送のいずれかの方法にてご送付ください。

委任状様式をダウンロードする場合、前記の「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照の上、ログインください。

ログイン後、画面左の「書類」タブより、委任状の様式をダウンロードいただけます。

(提出期限)

2026年6月17日（水曜日）午後5時必着

(送付方法及び送付先)：ご都合の良い方法をいずれかお選びください。

- ・ 電子メール：renova_agm@renovainc.com
- ・ 郵送 ：〒104-0031
 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン18階
 株式会社レノバ 株主総会事務局宛

ご注意事項等

1. 議決権行使の取り扱いの内容

(1) 当日の議決権行使方法

当社指定のウェブサイトログイン後、議長の指示に従って、画面左の「議決権行使」タブより議案の賛否をご表示ください。

(2) 事前の議決権行使と株主総会当日の議決権行使との関係

事前に書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。

事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

2. ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、オンライン上でご質問及び動議をご提出いただけます。

ご質問につきましては、質問時間には限りがあること及び円滑な議事進行の観点から、お1人につき3問ま

で、文字数は1質問当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問について、時間等の関係上全てに回答できない場合があります。その場合には、本株主総会の目的事項に関する質問であり、ほかの質問と重複しないものを中心に取りあげることといたしますので、あらかじめご了承ください。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、あらかじめご了承ください。

3. 通信方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要について

- (1) 通信の方法に係る障害に関する対策として、余裕のあるキャパシティを有する等、開催時点で株主様にとって安全かつ利便性の高い措置が講じられたシステムを利用いたします。また、株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。
- (2) 通信障害等に関する対策として、予備回線へ切り替える等の代替手段を準備します。また、通信障害等が発生した場合には、障害の程度により、速やかに予備回線に切り替えを行います。
- (3) 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会冒頭に、延会又は継続会に関する議長一任決議についてお諮りいたします。当該決議に基づき、議長が後日に延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社ホームページ (<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>) に掲載し株主の皆さまへ周知いたします。
- (4) 通信障害等が生じた場合に備えて、通信障害時の対応方針、意思決定方法及び株主の皆さまへの周知方法を含む具体的な対処シナリオを作成しています。著しい通信障害発生時にはシナリオに基づき対応を行い、スムーズな株主総会運営に努めます。

4. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権をご行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

5. その他の注意事項について

当社は、本株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。

当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での投稿等のご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。

す。

なお、本株主総会への出席に必要となる通信機器類及び一切の費用は株主様のご負担とさせていただきます。

バーチャルオンリー株主総会にご出席の際の推奨視聴環境は以下のとおりです。

	PC		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11以上	Mac OS最新版	Android 10以上	iOS 15以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Google Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご利用ください。

※1Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリーミングするためには5Mbps以上の高速インターネットプランの利用を推奨いたします。

6. お問い合わせについて

(a) 本株主総会へのご出席/ご質問の方法及び議決権行使システム等に関するお問い合わせ

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク

電話：0120-245-022（フリーダイヤル）

期間：2026年6月4日（木曜日）～2026年6月19日（金曜日） 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
株主総会当日（予備日開催を含む）の受付時間は、午前9時～配信終了までとなります。

(b) ログイン時に必要なID及びパスワードの再発行に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話：0120-782-041（フリーダイヤル）

期間：2026年6月4日（木曜日）～2026年6月19日（金曜日） 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①ご出席用のID及びパスワード

万が一、ご出席用のID及びパスワードを紛失された場合は上記（b）のお問い合わせ先に再発行のお問い合わせをさせていただきますようお願いいたします。それらを記載した用紙をご登録の住所に送付いたします。本総会開催日の5営業日前（6月12日（金曜日）午後5時）まで発行受付が可能です。

②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ

③株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因で接続できない、遅延、音声トラブル、議決権行使ができない等のトラブルに関するお問い合わせ

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」というミッション・経営理念のもと、時代・事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応することで、脱炭素社会の実現に貢献し、企業価値を向上してまいりました。現在、2025年5月に公表した「中期経営計画2030」に基づき、既存の再生可能エネルギー事業を軸としたマルチ電源化を継続するとともに、蓄電事業の拡大・強化、バイオマス燃料の経済的な安定調達のために売買及び輸出入機能の内製化を戦略的に推進しています。つきましては、これら事業ポートフォリオの拡張及びグループ全体の持続的な成長を支える経営管理体制の高度化を踏まえ、現行定款第2条（目的）を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～2. (省略)	1～2. (現行どおり)
(新設)	<u>3. 蓄電所の開発、建設、運営、保守並びに蓄電設備を用いた電力、電力需給調整力及び容量価値の供給、売買その他これらの取引に関連する事業</u>
3～5. (省略)	<u>4～6. (現行どおり)</u>
(新設)	<u>7. バイオマス燃料の売買及び輸出入</u>
6. 再生可能エネルギーの周辺事業である、蓄電事業、SAF（持続可能な航空燃料）又は水素をはじめとする新燃料の開発・製造・販売事業その他のGX（グリーン・トランスフォーメーション）事業	8. 再生可能エネルギーの周辺事業である、SAF（持続可能な航空燃料）又は水素をはじめとする新燃料の開発・製造・販売事業その他のGX（グリーン・トランスフォーメーション）事業
7～14. (省略)	9～16. (現行どおり)
(新設)	<u>17. 当会社及びその子会社その他の関係会社の経営管理</u>
15. (省略)	<u>18. (現行どおり)</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役 在任年数 (※2)	指名・報酬 委員会 (※3)	専門性 (※1)				
					企業 経営	ファイナンス/ 投資	環境/ エネルギー	エンジニ アリング	グローバル
1	再任 男性 川名 浩一	取締役会長 (※4)	6年	○	●		●	●	●
2	再任 男性 木南 陽介	代表取締役社長CEO	26年	○	●		●	●	
3	再任 男性 山口 和志	取締役執行役員CFO	6年	—	●	●			●
4	再任 男性 島田 直樹	社外取締役 独立役員	5年	○	●				
5	再任 女性 山崎 繭加	社外取締役 独立役員	5年	—	●				
6	再任 男性 高山 健	社外取締役 独立役員	4年	○	●	●			
7	再任 男性 Rajit Nanda	社外取締役 独立役員	3年	—	●	●	●		●

(※1) 当社が持続的な成長を続けるために、当社の取締役として重要と考えられる専門性を「企業経営」「ファイナンス/投資」「環境/エネルギー」「エンジニアリング」「グローバル」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しています。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討を続けてまいります。なお、上記一覧表は、各氏の有する全ての専門性を表したものではありません。

(※2) 在任期間は、本総会終結時の年数です。

(※3) 指名・報酬委員会は電子提供措置の開始日現在の構成です。○は委員を示します。

(※4) 取締役会長としての同氏の職務は、引き続き非常勤・非業務執行者として行う経営の監督と事業に対する助言・提言となります。

候補者
番号

1

かわ な こう い ち
川名 浩一

(1958年4月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
10,000 株 10回中10回 (100%) 6 年



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）入社
 2007年8月 同社 執行役員営業統括本部新事業推進本部長 就任
 2009年6月 同社 常務取締役営業統括本部長 就任
 2010年6月 同社 代表取締役副社長 就任
 2011年7月 同社 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO） 就任
 2012年6月 同社 代表取締役社長 就任
 2017年6月 同社 取締役副会長 就任
 2018年6月 同社 副会長 就任
 2019年6月 東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役 就任
 2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 就任（2026年6月22日退任予定）
 2019年6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任
 2020年6月 当社 社外取締役 就任
 2020年12月 株式会社ispace 社外取締役 就任（現任）
 2023年3月 株式会社クボタ 社外取締役 就任（現任）
 2023年6月 当社 取締役会長 就任（現任）
 2026年6月 エーザイ株式会社 社外取締役（就任予定）
 2026年6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役（就任予定）

<重要な兼職の状況>

株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役（2026年6月22日退任予定）
 株式会社ispace 社外取締役
 株式会社クボタ 社外取締役
 エーザイ株式会社 社外取締役（2026年6月17日就任予定）
 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役（2026年6月26日就任予定）

取締役候補者とする理由

川名浩一氏は、上場企業における経営トップとしての豊富な経験と海外事業所長を歴任するなど海外事業にも精通し、プラントエンジニアリングに関する専門的な知見を有しています。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。

なお、取締役会長としての同氏の職務は、引き続き非常勤・非業務執行者として行う経営の監督と事業に対する助言・提言となります。

候補者
番号

2

き みなみ よう すけ
木南 陽介

(1974年10月5日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
14,760,000 株 10回中10回 (100%) 26年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2000年5月 株式会社リサイクルワン (現当社) 設立 代表取締役社長 就任
2016年6月 当社 代表取締役社長CEO 就任 (現任)

取締役候補者とする理由

木南陽介氏は、大手コンサルティング会社を経て2000年5月に当社を設立し、20年以上にわたり当社代表取締役として環境ビジネスを手掛け、現在の再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。



再任

候補者
番号

3

や まぐち かず し
山口 和志

(1976年1月30日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
54,700 株 10回中10回 (100%) 6年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店
(現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
2006年4月 同社 プリンシパル・インベストメント・エリア 異動
2011年1月 同社 投資銀行部門 金融法人グループ 異動
2018年1月 同社 マネージング・ディレクター 就任
2020年2月 当社 入社 執行役員 就任
2020年4月 当社 執行役員CFO 就任
2020年6月 当社 取締役執行役員CFO 就任 (現任)

取締役候補者とする理由

山口和志氏は、大手外資系証券会社の投資銀行部門においてマネージング・ディレクターを歴任後、2020年2月に当社に入社、現在は取締役執行役員CFOとして、財務・経営企画本部 (経営企画・財務・経理・IR等を担当) のほか、海外事業開発本部を管掌し、適切に職務を遂行しています。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。



再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

4



再任

社外取締役

独立役員

しまだ なおき
島田 直樹

(1968年11月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
6,100 株 10回中9回 (90%) 5年**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1993年4月 アップルコンピュータ株式会社 (現Apple Japan合同会社) 入社
 1998年10月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社
 2001年9月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役 就任 (現任)
 2008年6月 株式会社日本M&Aセンター 取締役 就任
 2013年3月 株式会社ファンデリー 社外監査役 就任
 2015年6月 杉田エース株式会社 社外取締役 就任
 2020年12月 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役 就任 (現任)
 2021年6月 当社 社外取締役 就任 (現任)
 2022年6月 NOK株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
 2022年6月 イーグル工業株式会社 社外取締役 就任

<重要な兼職の状況>

株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役
 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役
 NOK株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

島田直樹氏は、外資系のコンサルティング会社を経て、代表取締役として企業経営にも携わり、新規事業の立ち上げ、海外進出支援、M&Aによる成長戦略等の豊富なコンサルティング経験と、経営者として長年の経験を有することから、業務執行の監督、また、当社の経営全般について、幅広い経営的視点からの助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

5



再任

社外取締役

独立役員

やまざき まゆか
山崎 繭加

(1978年1月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
4,400 株 10回中10回 (100%) 5年**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
 2002年6月 東京大学先端科学技術センター 特任助手 就任
 2006年11月 ハーバード・ビジネス・スクール (HBS) 日本リサーチ・センター 入所
 2010年9月 東京大学大学院医学系研究科特任助教 (兼務) 就任
 2014年9月 HBS日本リサーチ・センター アシスタント・ディレクター 就任
 2017年1月 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー 特任編集委員 就任 (現任)
 2017年3月 華道家 (IKERU主宰) (現任)
 2019年6月 エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
 2021年6月 当社 社外取締役 就任 (現任)
 2022年11月 株式会社良品計画 社外取締役 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
 株式会社良品計画 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

山崎繭加氏は、外資系の経営コンサルタントを経て、米国の経営大学院での勤務を通じて培ってきた経験のほか、急成長を続けるベンチャー企業の社外取締役としての経験から、企業経営に関する専門的な知識を有しており、業務執行の監督、また、当社の経営全般について、グローバルで多角的な視点から適切な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任後は引き続きその役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

6



再任

社外取締役

独立役員

たかやま けん
高山 健

(1964年6月6日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
4,400 株 10回中9回 (90%) 4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
1999年11月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社） 常務取締役 就任
2010年2月 同社 最高財務責任者 就任
2015年6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任
2018年9月 株式会社メルカリ 社外取締役 就任
2018年11月 株式会社メタップス 社外取締役（監査等委員） 就任
2019年5月 株式会社メディアドゥホールディングス（現株式会社メディアドゥ） 社外取締役 就任
2022年6月 当社 社外取締役 就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

高山健氏は、金融機関での勤務を経て、日本有数のeコマース企業の最高財務責任者として企業経営にも携わり、特に成長企業の企業経営・ファイナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有することから、戦略的な資金調達をはじめとした当社の経営全般について、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

7



再任

社外取締役

独立役員

ラジット ナンダ
Rajit Nanda

(1970年9月12日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任年数
— 株 10回中10回 (100%) 3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年7月 IFCI(Industrial Finance Corporation of India) Limited 入社
1998年5月 Engie S.A. 入社
2008年9月 同社 Chief Financial Officer for Middle East, Asia and Africa region 就任
2008年12月 ACWA Power Chief Financial Officer 就任
2013年4月 同社 Chief Investment Officer 就任
2020年4月 同社 Chief Portfolio Management Officer 就任
2021年12月 同社 Adviser to CEO & Chairman 就任
2023年6月 当社 社外取締役 就任（現任）
2023年8月 DataVolt CEO 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

DataVolt CEO

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

Rajit Nanda氏は、サウジアラビアに拠点を置く大手再生可能エネルギー事業会社において、最高財務責任者や最高投資責任者を歴任し、20年以上にわたり複数国でエネルギー関連事業の開発及び投資に携わってきた豊富な国際経験と高い専門性を活かし、当社が展開する米国及びアジアをはじめとする海外事業開発や新規事業の開拓について、戦略的な視点から有益な助言をいただけるものと判断しました。また、当該企業が在籍時においては、リスク管理委員会のメンバーを務めたほか、当該企業グループ内の保険会社の取締役会においてリスク管理責任者を務めた経験も有しており、リスク管理の専門家として当社の経営リスクに対しても有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山崎繭加氏の戸籍上の氏名は、大西繭加です。
 3. 当社は、川名浩一氏、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
 4. 島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏は、いずれも社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しています。なお、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全額当社が負担しています。各取締役候補者は、既に当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(ご参考) <取締役及び監査役候補者の選定の方針とそのプロセスについて>

取締役

【方針】

当社では、取締役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、取締役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることができる者を候補者として選定する方針です。

－社内取締役－

- ・経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ・経営環境、市場の変化を的確に把握し、中長期的な企業価値の向上を実現する経営戦略を策定し、実行できること

－社外取締役－

- ・企業経営、ファイナンス・投資、環境・エネルギー分野、グローバルの専門分野のいずれかにおいて高い専門性を備えていること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・独立社外取締役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記取締役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬委員会^(※)での審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

(※) 当社では、経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役2名、取締役会長及び代表取締役社長で構成されており、半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は非業務執行取締役より選任しています。

監査役

【方針】

当社では、監査役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、監査役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることができる者を候補者として選定する方針です。

- ・監査に必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有すること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・社外監査役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記監査役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が監査役会議長である監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

＜社外役員の独立性判断基準＞

株式会社レノバ（以下、「当社」という）は、当社の適正なガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (ア) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (イ) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (ウ) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6：当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、当社及び当社子会社（以下、「当社等」という。）の取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、併せて「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、併せて「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することをご承認いただいておりますが、本議案は、本制度の制度対象期間が満了したことから、本制度の内容の一部を改定（以下、「本改定」という。）した上で継続することをお願いするものです。

本制度に基づく株式報酬は、2014年4月28日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額（年額500百万円以内）とは別枠で交付等するものです。

本改定は、当社ビジョンである「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」の実現に向けて2025年5月に公表した「中期経営計画2030」を推進するため、取締役等の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としています。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告57～58ページに記載のとおりであり、本議案及び第4号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を後記28～29ページに記載のとおり変更することを予定しています。当社としては、本議案は、当該方針の内容に照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えています。

なお、当社は、報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、非業務執行取締役を委員長とし、独立社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会を設置しており、本改定についても、指名・報酬委員会の審議を経ています。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

2. 本改定の内容（主な改定項目）

項目	改定前	改定後
制度対象期間（下記（※1）。以下同じ。）毎に取得する上限株式数	362,000株（当社取締役分として121,000株、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員分として241,000株）	1,209,000株（当社取締役分として403,000株、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員分として806,000株）
当社の取締役等に制度対象期間毎に付与するポイント数(株式数)の合計	121,000ポイント（121,000株）を上限	403,000ポイント（403,000株）を上限
業績連動評価として重視する指標	運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量	営業利益並びに運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量
当社株式等の交付等を受ける時期	原則として、各制度対象期間の業績評価確定後	原則として、各制度対象期間内の各事業年度での業績評価が確定し、待機期間（下記（※2））が経過した後

3. 本制度における報酬の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社等の取締役等の報酬として、当社が2021年8月に金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、当社等の取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて交付等する株式報酬制度です。なお、当社等の取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（※1）内の各事業年度での業績評価が確定し、待機期間（※2）が経過した後とします。

（※1）制度対象期間とは5事業年度毎に定める期間とします。詳細は（3）本制度の対象期間のとおりとします。

（※2）待機期間とは、各事業年度において取締役等に付与されるポイント算定の基礎となる報酬額が決定された日から2年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結のときまでの期間とします。

(2) 本制度の対象者

当社及び子会社の取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員

(3) 本制度の対象期間

2026年4月1日より開始する事業年度から5事業年度を「本制度対象期間」とします。また、以後も同様に5事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後5事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

(4) 信託期間

2021年8月に設定した本信託を継続して利用します。(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。) なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(5) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本改定をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(7)及び(8)に従って当社株式等の交付等を行うために本信託に対して追加の拠出を行います。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。なお、当社は原則として毎事業年度終了後に、必要と認められる株式数を取得するための資金を都度拠出するものとします。そのため、各制度対象期間の最終事業年度終了後においても、株式の取得資金を拠出する場合があります。

具体的には、当社の取締役(社外取締役を含まない。)については、本株主総会で、本改定をご承認いただいた場合、2026年4月1日より開始する5事業年度の「本制度対象期間」に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として、400百万円を上限として本信託に拠出します(※)。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しています。

また、それ以降の各制度対象期間においても、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における5事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく当社の取締役(社外取締役を含まない。)への交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、前制度対象期間に係る株式等の交付等をした後に本信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(※) ご参考として、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員について、本制度対象期間において、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金は、800百万円を上限とします。また、それ以降の各制度対象期間における当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員分の拠出金額については、その時点の当社の業績や経済情勢等を総合的に考慮し、合理的な範囲で決定をする予定です。

(6) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(5)の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

取得方法の詳細については、本株主総会後にあらためて当社で決定し、開示いたします。

なお、制度対象期間毎に取得する上限株式数は1,209,000株(当社取締役分として403,000株、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員分として806,000株)(2026年3月31日現在の発行済株式総数91,252,300株に占める割合は1.32%)とします。

(7) 当社等の取締役等に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、本株主総会以降に当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、当社等の取締役等に対して、貢献度・期待度及び業績目標の達成度等に応じて事業年度毎にポイントを付与し、各制度対象期間内の各事業年度での業績評価が確定し、待機期間が経過した後に、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

具体的には、当社の取締役に制度対象期間毎に付与するポイント数の合計は、403,000ポイントを上限とする予定であり、当該ポイントは下記(8)の当社株式の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されますので、当社の取締役に制度対象期間毎に交付等される当社株式等の合計は、403,000株が上限となります(ただし、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)(※)。

(※) ご参考として、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員について、制度対象期間毎に付与するポイント数の合計は、806,000ポイント(当社株式等に換算した場合、806,000株)を上限とする予定です。

(8) 当社等の取締役等に対する当社株式等の交付等

当社等の取締役等については、待機期間の経過後に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各制度対象期間中の各事業年度毎に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。本制度により当社株式等の交付等を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができないものとします。

また、当社等の取締役等が、待機期間の終了時までに辞任等した場合や、違法・非遵行等があった場合には、当社株式等の全部又は一部の交付等を行わず、又は交付等を行った当社株式等の返還を求めることができるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(8)により当社等の取締役等に交付等される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

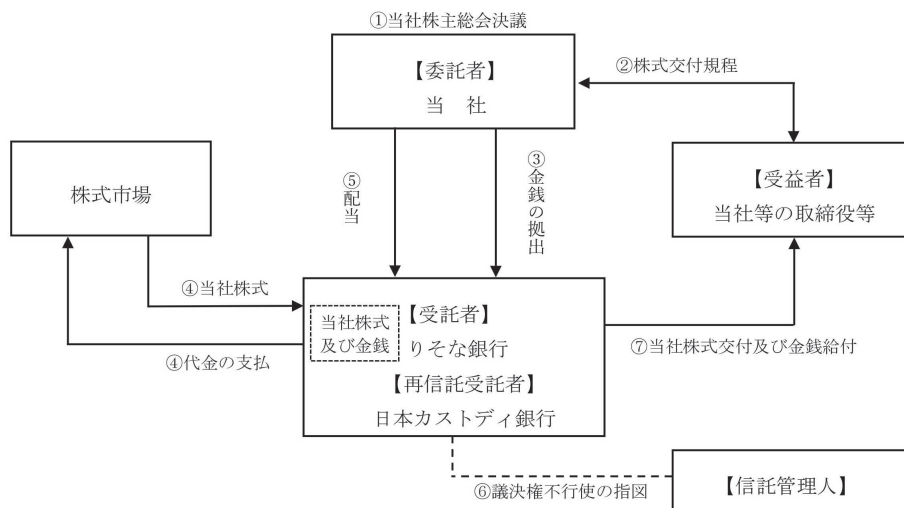
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

(ご参考) 株式交付信託の仕組み



①	当社は当社株主総会において、「本制度」について役員報酬の承認決議を得ます。
②	当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を改定します。
③	当社は本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）に対して、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
④	本信託は、上記③で信託された金銭（追加拠出を含みます）を原資として当社株式を株式市場から取得します。 ※原則として毎事業年度終了後、必要と認められる株式数を取得します。
⑤	本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
⑥	本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
⑦	当社等の取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、貢献度・期待度及び業績目標の達成度等に応じて各制度対象期間内の各事業年度での業績評価が確定し、待機期間が経過した後、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

4. 本総会終了後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

(1) 報酬水準の考え方

取締役の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模や時価総額を踏まえ、国内外の再生可能エネルギー事業を推進している企業の報酬水準も参考に、人材獲得競争において一定程度の競争力が確保できる水準を設定しています。

(2) 報酬構成

取締役（社外取締役を除く）報酬は、①基本報酬（固定金銭報酬）、②業績評価報酬（短期変動金銭報酬）、③

全社業績目標及び個人別業績目標に連動する業績連動型株式報酬（中長期変動株式報酬）並びに④貢献度・期待度に応じた業績非連動型株式報酬で構成し、金銭報酬（上記①と②の合計金額）に対する業績連動型株式報酬の割合は、0%から50%程度となっています。

また、業績連動評価として重視している指標としては、営業利益並びに運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量を採用しています。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。

また、優秀な人材をグローバルに確保するため、法令及び雇用慣行が大きく異なる人材マーケットから採用する人材については、上記と異なる報酬水準及び報酬構成を指名・報酬委員会の審議・提言に基づき、取締役会で決定することがあります。

（3）マルス・クローバック条項

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とする株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、違法・非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨及び株式交付後5年以内に重大な社内規程違反、違法・非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じたことが判明した場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、交付された株式及び金銭の一部又は全部の返還を請求することができる旨の規定を定めています。

また、当社の社外取締役を対象とする株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、違法・非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨の規定を定めています。

（4）報酬ガバナンス

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、非業務執行取締役を委員長とし、取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計4名で構成されており、委員の半数以上は独立社外取締役となっています。（2026年3月31日現在）

また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して客観的で人材獲得競争力のある報酬制度を検討する体制としています。

第4号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2022年6月17日開催の第23回定時株主総会において、2022年4月1日から2026年3月31日までの4事業年度合計50百万円を上限として、当社の社外取締役を対象に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、併せて「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、併せて「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）についてご承認いただいておりますが、本議案は、本制度の制度対象期間が満了したことから、本制度の内容の一部を改定した上で継続することをお願いするものです。

本制度に基づく株式報酬は、2014年4月28日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額（年額500百万円以内）とは別枠で交付等するものです。

本制度は、当社ビジョンである「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」の実現に向けて2025年5月に公表した「中期経営計画2030」の推進を監督するため、社外取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、株主の皆さまと同じ目線（Same boat）での株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としています。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告57～58ページに記載のとおりであり、第3号議案及び本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を前記28～29ページのとおり変更することを予定しています。当社としては、本議案は、当該方針の内容に照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えています。

なお、当社は、報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、非業務執行取締役を委員長とし、独立社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会を設置しており、本制度の継続についても、指名・報酬委員会の審議を経ていきます。

本制度の対象となる社外取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと3名（国内非居住者である社外取締役を除く）となります。

2. 本改定の内容（主な改定項目）

項目	改定前	改定後
制度対象期間における株式取得資金の上限	本制度に基づく交付等を行うための株式取得資金として、50百万円を上限として本信託に追加拠出	本制度に基づく交付等を行うための株式取得資金として、60百万円を上限として本信託に追加拠出
制度対象期間毎に取得する上限株式数	31,000株	61,000株
制度対象期間毎に付与するポイント数(株式数)の合計	31,000ポイント (31,000株)	61,000ポイント (61,000株)

3. 本制度における報酬の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の社外取締役の報酬として、当社が2018年11月に金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、当社の社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて交付等する株式報酬制度です。なお、当社の社外取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、事業年度毎とします。

(2) 本制度の対象者

当社の社外取締役

(3) 本制度の対象期間

2026年4月1日より開始する事業年度から4事業年度を制度対象期間とします。また、以後も同様に4事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後4事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

(4) 信託期間

2018年11月に設定した本信託を継続して利用します。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(5) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本制度の継続をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（7）及び（8）に従って当社株式等の交付等を行うために本信託に対して追加の拠出を行います。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。なお、当社は原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得するための資金を都度拠出するものとします。そのため、各制度対象期間の最終事業年度終了後においても、株式の取得資金を拠出する場合があります。

具体的には、当社の社外取締役について、本株主総会で、本制度の継続をご承認いただいた場合、2026年4月1日より開始する4事業年度の制度対象期間に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として、60百万円を上限として本信託に追加拠出します。

また、それ以降の各制度対象期間においても、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における4事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく当社の社外取締役への交付等を行うために必要となるのが合理的に見込まれる数の株式を本信託が取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、いずれの場合においても、かかる追加拠出を行う場合において、前制度対象期間に係る株式等の交付等をした後に本信託財産内に残存する当社株式（社外取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、社外取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(6) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定してお

り、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。

なお、制度対象期間毎に取得する上限株式数は61,000株（2026年3月31日現在の発行済株式総数91,252,300株に占める割合は0.07%）とします。

（7）当社の社外取締役に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、当社の社外取締役に対して事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

具体的には、当社の社外取締役に制度対象期間毎に付与するポイント数の合計は、61,000ポイントを上限とする予定であり、当該ポイントは下記（8）の当社株式の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されますので、当社の社外取締役に制度対象期間毎に交付等される当社株式等の合計は、61,000株が上限となります（ただし、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（8）当社の社外取締役に対する当社株式等の交付等

当社の社外取締役については、事業年度毎に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各事業年度中に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。本制度により当社株式等の交付等を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができないものとします。

また、当社の社外取締役に、違法・非違行為等があった場合には、当社株式等の全部又は一部の交付等を行わないことができるものとします。

（ご参考）

なお、社外取締役に対する株式報酬を導入した趣旨は、株主と同じ目線で、中長期的な企業価値向上のための経営の監督、助言、提言を促進するためであり、当社は、これを担保するため、株式保有ガイドラインを定め、社外取締役は、在任期間中、本制度により交付を受けた当社株式を4事業年度分保有しなければならないものとしています。

（9）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（8）により当社の社外取締役に交付等される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10）本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

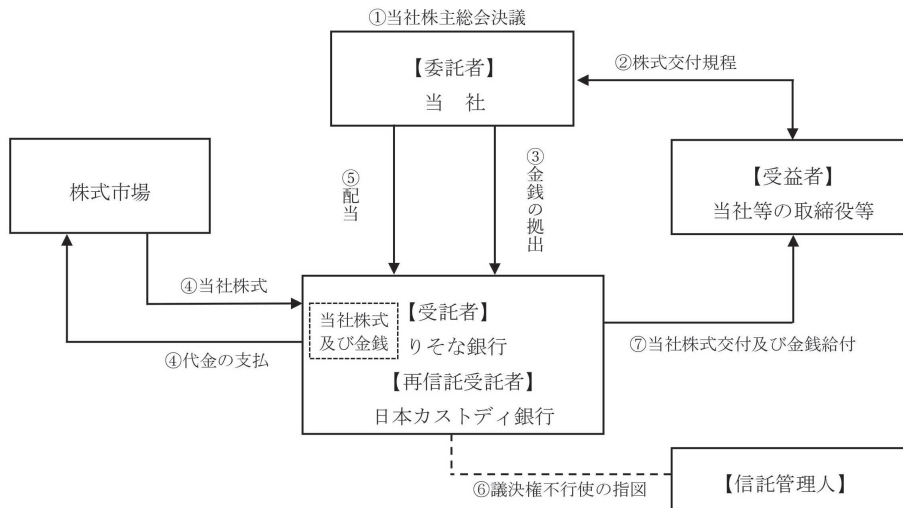
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

（11）信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

(ご参考) 株式交付信託の仕組み



①	当社は当社株主総会において、「本制度」について役員報酬の承認決議を得ます。
②	当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を制定しています。
③	当社は本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）に対して、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
④	本信託は、上記③で信託された金銭（追加拠出を含みます）を原資として当社株式を株式市場から取得します。 ※原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得します。
⑤	本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
⑥	本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
⑦	当社の社外取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

4. 本総会終了後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

第3号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、その内容を前記28～29ページのとおり変更することを予定しています。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流であり、加えて地政学リスクの増大を背景としたエネルギー安全保障への意識の高まりにより、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが進展しています。近年のCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）においても、世界全体の再生可能エネルギー及び蓄電池の大幅な拡大が継続して誓約されるなど、脱炭素化に向けた動きが活発化しています。一方で、米国においては、2025年1月の政権交代に伴い、自国内のエネルギー安全保障を最優先した化石燃料の増産や、前政権が進めたクリーンエネルギー補助金の見直しを行うなど、再生可能エネルギー及び蓄電池業界の拡大を後押しする政策的な動きが鈍化しており、今後の動向を注視する必要があります。

日本国内においても、日本政府が2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」において、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標を設定するなど、再生可能エネルギーの導入に向けた動きが加速しています。また、近年のAIの急速な普及に伴うデータセンターや半導体工場の新増設を背景に電力需要の増加が見込まれており、膨大な電力を消費するデータセンター等の稼働にあたっては、CO2を排出しない電源の確保が不可欠となっています。一方で、日本国内においては、一部の不適切な開発事例を背景とした大規模太陽光発電に対する規制強化の動きが進められています。また、系統用蓄電池の領域においても、事業実現確度の高い案件を優先的に導入するための新制度の適用や、重要インフラの安全性を担保するサイバーセキュリティ認証（JC-STAR等）の確保が新たに求められるなど、規制強化が進んでいます。ただし、これら一連の動きは、国内インフラとしてより適切で安全な開発を促進し、市場の健全化を図ることを目的としたものであり、今後、事業者に対しては、より一層適切な開発が求められるようになります。

加えて、日本国内のエネルギー自給率は、15.3%と極めて低い水準にあり、一次エネルギーの約8割を海外からの化石燃料に依存することによる国富の流出が大きな課題となっています。現在、この自給率の約7割（11.3%）を支えているのが再生可能エネルギーです。昨今の緊迫する中東情勢等の地政学リスクや原油価格の高騰等を背景に、エネルギー安全保障及び国富流出の観点からも、有事に左右されず純国産エネルギーとして機能する再生可能エネルギーの導入拡大はますます重要性を増しています。

国内の市場・制度環境としては、固定価格買取制度（FIT制度）^{Q1}や2022年度から導入されたFeed in Premium制度（FIP制度）^{Q2}による買い取りが継続する中、RE100^{Q3}に賛同する企業等を中心に、電力需要家が発電事業者と直接電力契約を締結するコーポレートPPA^{Q4}の実例も増加しています。さらに、長期脱炭素電源オークション^{Q5}の開始や需給調整市場^{Q7}での取引開始、GX実行会議の下で改定された「分野別投資戦略」において、2030年の系統用蓄電池の導入目標（累計14.1～23.8GWh）が設定されるなど、政府による各種支援制度の整備が進められています。加えて、国際的な温室効果ガス排出量算定基準であるGHGプロトコルの改定議論が進んでいます。足元では詳細ルールの確定を待つ姿勢があるものの、発電と消費の時間的・物理的な一致等が厳格化される方向にあることから、中長期的にはベースロード電源であるバイオマス発電や蓄電池併設型の再生可能エネルギーの重要性が一層高まると予想されます。これらの政府の支援姿勢の継続及び電力需要家のニーズの高まりにより、国内再生可能エネルギー及び系統用蓄電池市場はより一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの「再生可能エネルギー発電等事業」においては、運転開始済みの太陽光発電所、バイオマス発電所、陸上風力発電所、地熱発電所及び蓄電所（合計設備容量約1,228.7MW）において、全体としての発電量は概ね順調に推移しました。2025年9月27日に唐津バイオマス発電所（出力49.9MW。発電端出力ベースの発電容量）が営業運転を開始し、同発電所を運営する合同会社唐津バイオマスエナジーが当社の連結子会社となりました。さらに法人間のコーポレートPPAを前提とした小規模・分散型の太陽光発電所も順次運転を開始したことで、発電量は順調に増加しました。当社の連結子会社である合同会社御前崎港バイオマスエナジーが保有する御前崎港バイオマス発電所は、2025年6月末から進めていた点検及び補修工事が完了し、2025年10月10日に通常操業を再開しました。また、2025年10月10日に、合同会社姫路蓄電所（持分法適用会社）を通じて開発をしていた姫路蓄電所が当社グループ初の系統用蓄電事業として運転を開始しました。本蓄電事業は、送配電ネットワークへ直接接続する蓄電池システムを設置し、電力需給に応じて電力を充放電することで電力需給バランスの調整に寄与しています。

「開発・運営事業」においては、引き続き、国内外の新たな発電所・蓄電所の建設及び開発が進捗しています。2025年6月30日に、東京瓦斯株式会社（東京ガス）とのオフテイク契約（2025年6月23日締結）に基づき、北海道石狩市で30MWの蓄電事業の開発を進めるアールスリー蓄電所合同会社（持分法適用会社）が、金融機関との間で融資関連契約を締結しました。本蓄電事業は、当社グループが蓄電所の開発、所有及び維持管理を行い、20年間にわたり固定価格による施設使用权の付与を行うオフテイク契約を通じて、安定的に収益を得られる事業となっています。2027年度の運転開始を予定している本事業では、共同スポンサーであるSMFLみらいパートナーズ株式会社及びほか1社と「アールスリー蓄電所合同会社に係る持分等の譲渡に関する覚書」を締結しており、この覚書に基づき、当社は、運転開始以降に保有する特別目的会社出資持分（計36%）を取得する権利を有しているため、当該権利を行使した場合には、当社の出資比率は75.0%となります。加えて、2025年11月28日には、島根県安来市において市場販売型蓄電事業で安来蓄電所（出力2MW/容量6.5MWh）の建設を開始し、2026年4月17日に運転を開始しました。本事業を通じて、当社自らが蓄電池の市場運用を直接担うことで蓄電池の最適運用知見を確立し、運営戦略の立案・実施機能を内製化及び高度化することで、今後運転・開発を予定している大規模な系統用蓄電事業における競争力を高め、長期的な収益の最大化を実現してまいります。さらに、2026年3月31日には、静岡県菊川市において菊川西村蓄電所（出力90MW/容量270MWh）の開発を進めるアールワン蓄電所合同会社（持分法適用会社）が、金融機関との間で融資関連契約を締結しました。本蓄電事業は、国内最大規模の市場販売型蓄電事業であり、主に、「需給調整市場」及び「容量市場」での活用を予定しています。大規模化による事業費低減を通じたコスト競争力と、当社が内製化した最適運用知見を組み合わせることで、将来、蓄電所間の競争が激化する環境下においても持続的な収益確保と収益の最大化を実現いたします。2028年度の運転開始を予定している同事業では、共同スポンサーであるNCSアールイーキャピタル株式会社及びSMFLみらいパートナーズ株式会社と「アールワン蓄電所合同会社に係る持分等の譲渡に関する覚書」を締結しています。この覚書に基づき、当社は、運転開始以降に保有する特別目的会社出資持分（計40.0%）を取得する権利を有しているため、当該権利を行使した場合には、当社の出資比率は80.0%となります。これにより、2026年3月現在、運転中及び建設着手済みの蓄電事業の設備容量は352MWに達しています。

また、RE100に取り組む企業や小売り電気事業者等との間でコーポレートPPA需要は拡大傾向にあり、当社の太陽光発電によるコーポレートPPAの契約設備容量は合計で206MWとなっています。2025年12月に、コーポ

レートPPA向けの小規模・分散型太陽光発電事業の更なる規模拡大を目指し、連結子会社である第一太陽光発電合同会社を通じて、PPA締結済み契約設備容量の206MWのうち約170MWを対象としたプロジェクト・ファイナンスを組成しました。本件を通じて、全国に分散する多数の発電所を複数のパートナーとともに開発・管理する仕組みの標準化やAIを活用した効率化、高品質な発電所と長期保有への信頼を背景としたPPAの獲得体制を構築したことにより、中期経営計画に掲げる2030年度の小規模・分散型太陽光事業0.9GW（運転中・建設中）の目標に向けた事業モデルが確立されました。今後は確立した事業モデルに基づき、完工・運営の体制を一段と強化し、事業成長を加速させてまいります。

さらに、電力需要の増加や企業の脱炭素化需要を背景に、昼夜問わず安定的な電力供給が可能なバイオマス発電所の重要性が増しています。当社が開発・保有するバイオマス発電所においても、FIT制度に基づく売電からコーポレートPPAへの切り替えを推進しています。コーポレートPPAにおいては、FIT価格に環境プレミアムを上乗せした価格での売電を実現しており、長期にわたり安定的な売上への貢献が見込まれます。2026年3月現在、バイオマス発電事業におけるコーポレートPPAの契約設備容量は、145.4MW（3発電所）となっています。

Qの文言は、用語解説を70ページに掲載しています。

事業報告

収益面においては、建設着工済み又は運転開始済みの発電所SPC^{Q8}からの定常的な運営管理報酬^{Q9}及び配当・匿名組合分配益^{Q10}を享受しています。

これらの結果を受けた、当連結会計年度における経営成績は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2025年 3月期	2026年 3月期	増減	増減率 (%)	増減の主要因
売上収益	70,246	87,622	17,375	24.7	①合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化(+7,677) (注) 4 ②徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入増加(+6,369) ③合同会社唐津バイオマスエナジーの運転開始と連結化(+3,842) (注) 5 ④事業開発報酬の減少(△900) ⑤小規模・分散型太陽光の売電収入増加(+730)
EBITDA (注) 1,3	23,307	30,526	7,219	31.0	①徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入増加(+4,665) ②バイオマス発電所における補助金等収益の計上(+1,007) ③合同会社唐津バイオマスエナジーの運転開始と連結化(+908) (注) 5 ④事業開発報酬の減少(△900) ⑤合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化(+872) (注) 4 ⑥小規模・分散型太陽光の売電収入増加(+496)
EBITDA マージン (%) (注) 2,3	33.2	34.8	1.7	-	
営業利益	4,066	8,283	4,217	103.7	①徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入増加(+4,701) ②合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化(△1,144) (注) 4 ③バイオマス発電所における補助金等収益の計上(+1,007) ④事業開発報酬の減少(△900) ⑤小規模・分散型太陽光の売電収入増加(+216) ⑥合同会社唐津バイオマスエナジーの運転開始と連結化(+67) (注) 5
親会社の所有者に 帰属する当期利益	2,687	3,308	622	23.1	①営業利益の増加(+4,217) ②前期における合同会社御前崎港バイオマスエナジーの企業結合に伴う再測定による利益の計上(△4,428) ③合同会社唐津バイオマスエナジーの企業結合に伴う再測定による利益の計上(+1,676) ④オプション公正価値評価益の増加(+1,023) ⑤バイオマス発電所運転開始等に伴う支払利息の増加(△924) ⑥利益増加に伴う法人所得税費用の増加(△785)

- (注) 1. EBITDA=売上収益-燃料費-外注費-人件費+持分法による投資損益 + その他の収益・費用
燃料費は、連結損益計算書における燃料費より、下記の影響額を調整しています。なお、当連結会計年度における調整額は△4,446百万円です。
・当社が企業結合したバイオマス発電所が保有する為替予約について、企業結合時の包括利益累計額が消去された影響
2. EBITDAマージン=EBITDA/売上収益
3. EBITDAはNon-GAAP指標です。
4. 前第4四半期連結会計期間より、合同会社御前崎港バイオマスエナジーが運転を開始しました。
5. 当第2四半期連結会計期間より、合同会社唐津バイオマスエナジーが運転を開始しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しています。また、セグメント利益は、EBITDAにて表示しています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費の割合が大きい傾向にあります。当社グループでは、一過性の償却費負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指すべく、もって株式価値の向上に努めています。そのため、業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しています。

(報告セグメントごとの売上収益)

(単位：百万円)

	2025年 3月期	2026年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電等事業	68,292	86,429	18,137	26.6	①合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+7,677) ②徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入増加 (+6,369) ③合同会社唐津バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+3,842) ④小規模・分散型太陽光の売電収入増加 (+730)
開発・運営事業	6,102	5,584	△518	△8.5	①事業開発報酬の減少 (△1,450) ②匿名組合分配益の増加 (+491) ③運営管理報酬の増加 (+222)
調整額	△4,148	△4,391	△243	—	
連結計算書類上額	70,246	87,622	17,375	24.7	

(報告セグメントごとの利益又は損失) (注)

(単位：百万円)

	2025年 3月期	2026年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電等事業	26,823	33,862	7,038	26.2	①徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入増加 (+4,665) ②合同会社唐津バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+908) ③合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+872)
開発・運営事業	537	1,896	1,360	253.5	①事業開発報酬の減少 (△1,450) ②受取配当金の増加 (+1,095) ③匿名組合分配益の増加 (+491) ④海外拠点における開発費用減少等の影響 (+378) ⑤運営管理報酬の増加 (+222)
セグメント間 取引消去	△4,052	△5,232	△1,179	—	①受取配当金の消去 (△1,095) ②事業開発報酬に係る未実現利益の消去 (+550) ③匿名組合分配益の消去 (△491) ④運営管理報酬の消去 (△222)
EBITDA	23,307	30,526	7,219	31.0	

(注) セグメント利益は、売上収益から燃料費、外注費、人件費を差し引き、持分法による投資損益並びにその他の収益・費用を加算したEBITDA (Non-GAAP指標) にて表示しています。

燃料費は、連結損益計算書における燃料費より、下記の影響額を調整しています。なお、当連結会計年度における調整額は△4,446百万円です。

・当社が企業結合したバイオマス発電所が保有する為替予約について、企業結合時の包括利益累計額が消去された影響

事業報告

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に、当社及び当社の連結子会社において実施した設備投資は、5,455百万円です。これは主に、当社の連結子会社である第一太陽光発電合同会社において固定資産を取得したことによる支出です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループは、金融機関からの借入により33,129百万円の資金調達を実行しています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項は、(1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及びその成果、(3) 重要な子会社の状況及び(4) 主要な事業内容にて記載しています。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区分	第24期 2023年3月期	第25期 2024年3月期	第26期 2025年3月期	第27期 当連結会計年度 2026年3月期
売上収益	(百万円) 33,581	44,748	70,246	87,622
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円) 2,678	8,857	2,687	3,308
基本的1株当たり当期利益	(円) 34.07	112.32	29.85	36.59
資産合計	(百万円) 303,377	465,399	530,051	611,464
資本合計	(百万円) 64,731	105,698	133,424	185,879
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円) 545.93	861.06	985.28	1,359.04

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第24期 2023年3月期	第25期 2024年3月期	第26期 2025年3月期	第27期 当事業年度 2026年3月期
売上高	(百万円) 4,050	2,945	6,061	6,232
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円) 730	△1,776	△293	17
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円) 3,440	△1,743	△483	228
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円) 43.77	△22.11	△5.37	2.53
総資産	(百万円) 56,594	57,115	72,502	73,694
純資産	(百万円) 13,242	11,838	28,682	29,007
1株当たり純資産	(円) 166.18	148.99	316.52	320.48

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権もしくは 匿名組合預り金の 拠出割合 ^{*1} (%)	主要な事業内容
株式会社レノバ・ アセット・マネジメント	9	100.0	再生可能エネルギー発電等事業に関する支援を行っています
株式会社水郷潮来ソーラー	90	68.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社富津ソーラー	90	51.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川石山ソーラー	90	63.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	90	61.0	太陽光発電事業を行っています
九重ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
那須塩原ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
大津ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
那須烏山ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米西ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米東ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	—	55.0	太陽光発電事業を行っています
ユナイテッドリニューアブルエナジー 株式会社 ^{*2}	30	69.2	バイオマス発電事業を行っています
荻田バイオマスエナジー株式会社	2,161	53.1	バイオマス発電事業を行っています
徳島津田バイオマス発電所 合同会社	0	64.4	バイオマス発電事業を行っています
RENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.	10,309	100.0	海外事業の開発及び投資の管理を行っています
第一太陽光発電合同会社	1	100.0	太陽光発電事業を行っています
人吉ソーラー匿名組合事業	—	100.0	太陽光発電事業を行っています
合同会社社の都バイオマスエナジー	1	60.0	バイオマス発電事業を行っています
合同会社石巻ひばり野 バイオマスエナジー	1	51.0	バイオマス発電事業を行っています
合同会社御前崎港 バイオマスエナジー	1	56.0	バイオマス発電事業を行っています
合同会社唐津バイオマスエナジー	1	51.0	バイオマス発電事業を行っています

※1 株式会社及び合同会社については議決権比率、匿名組合事業については匿名組合預り金の拠出割合を記載しています。

※2 当社は、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下「UREJ」）に対して、当社子会社である千秋ホールディングス株式会社（以下「千秋HD」）を通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としています。そして、上記に留まらず、蓄電池等、アンモニア・水素等を含む新燃料等、グリーン・トランスフォーメーション事業（以下、「GX事業」という）を推進しています。

当社グループは、(I) 長期にわたる再生可能エネルギー発電所及び蓄電所の所有と当該発電所及び蓄電所による売電（「再生可能エネルギー発電等事業」）及び(II) 新たな発電所及び蓄電所の開発と運転開始済み発電所及び蓄電所の運営管理（「開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでいます。当社グループは、当社に加え、運転開始済みの発電所を運営又は管理する連結子会社21社、持分法適用会社5社を中心に構成されています。

① 市場の概要

(再生可能エネルギー及びGX業界の概観)

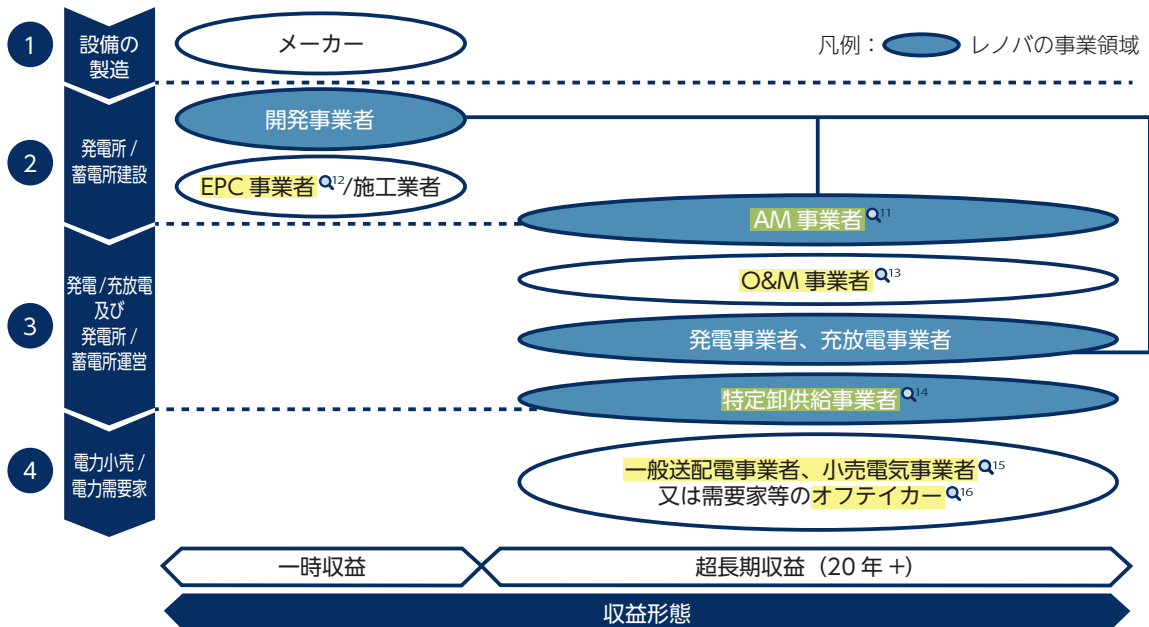
再生可能エネルギーの活用は世界的なエネルギー政策の潮流です。日本政府は国内における再生可能エネルギーの活用を推進するために、FIT制度を導入しています。また、政府は価格や需給を意識した効率的な発電や売電を促し、再生可能エネルギー由来の電気が適切に市場で取引できる環境を整えることを目的として、2022年4月からFIP制度を導入しました。当該制度は、再生可能エネルギー発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格をふまえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。さらに、昨今では電力需要家による再生可能エネルギー電力の調達ニーズの高まりを受け、電力需要家が発電事業者と直接電力契約を締結するコーポレートPPAの実例も増加しています。

日本政府は、2020年12月に公表した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略や2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギー電源の導入に関する大きな目標を掲げています。さらに、昨今のAIの急速な普及に伴うデータセンターや半導体工場の新増設を背景に、将来的な電力需要の大幅な増大が予測されています。これら膨大な電力を消費する施設の稼働にはCO₂を排出しない電源の確保が不可欠であり、解決策として再生可能エネルギーの重要性が一層鮮明となっています。加えて、2024年12月、政府はGX実行会議の下で取りまとめた「分野別投資戦略」を改定し、2030年に累計14.1～23.8GWhの系統用蓄電池の導入見通しを公表しています。今後も再生可能エネルギー及び蓄電池市場の更なる拡大が期待されています。

(当社グループの事業領域)

当社グループが手掛ける事業は (I) 長期にわたる再生可能エネルギー発電所及び蓄電所の所有と当該発電所及び蓄電所による売電（「再生可能エネルギー発電等事業」）及び(II) 新たな発電所及び蓄電所の開発と運転開始済み発電所及び蓄電所の運営管理（「開発・運営事業」）であり、下記の図のとおり位置づけられます。

【当社グループの事業領域】



② 再生可能エネルギー発電等事業

「再生可能エネルギー発電等事業」は、当社グループが開発した再生可能エネルギー発電所及び系統用蓄電所を長期にわたり所有・運営し、収益を得る事業です。本事業における収益構造は、主に以下のとおりです。再生可能エネルギー発電所においては、発電した電力及び当該電力由来の環境価値を、FIT制度、FIP制度、又は売電契約等を通じてオフテイカーに販売し、収益として計上します。これらは制度や契約等に基づき所定の買取期間にわたり売電価格が保証されるため、長期的に安定した収益を得ることができます。

一方、系統用蓄電所においては、調整力・容量確保価値の販売を通じて収益を獲得します。なお、収益化にあたっては、当社の最適運用知見を活かし、需給調整市場等での取引を通じて収益の最大化を図る市場運用を軸としています。これに加え、オフイク契約を通じた利用権付与に対する対価や、長期脱炭素電源オークションを通じた長期の電力供給能力の維持に対する対価を、収益として計上していく見込みです。このように、市場運用と、制度や契約に基づく長期的な安定収益を組み合わせることで、持続的な収益の最大化を図る事業モデルとしています。

現在、当社グループは、2026年3月31日時点において、大型太陽光発電に関しては連結子会社12社及びその他の出資先1社、小規模分散型太陽光発電に関しては連結子会社2社、バイオマス発電に関しては連結子会社7社、陸上風力発電に関しては持分法適用会社3社及びその他の出資先1社、地熱発電に関しては持分法適用会社1社、蓄電所に関しては持分法適用会社1社にて発電・売電、環境価値及び調整力・容量確保価値の販売を行っています。現在運転中の発電所及び蓄電所の概要は以下のとおりです。

【運転中の太陽光発電所一覧】（2026年3月31日現在）

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
株式会社 水郷潮来ソーラー	同左	茨城県 潮来市	68.0 (連結)	15.3	40円	2014年2月	●	
株式会社 富津ソーラー	同左	千葉県 富津市	51.0 (連結)	40.4	40円	2014年7月	●	
株式会社 菊川石山ソーラー	同左	静岡県 菊川市	63.0 (連結)	9.4	40円	2015年2月	●	
株式会社 菊川堀之内谷 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	61.0 (連結)	7.5	40円	2015年2月	●	
九重ソーラー 匿名組合事業	合同会社 九重ソーラー	大分県 玖珠郡九重町	100.0 (連結)	25.4	40円	2015年5月	●	
那須塩原ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須塩原ソーラー	栃木県 那須塩原市	100.0 (連結)	26.2	40円	2015年9月	●	
大津ソーラー 匿名組合事業	合同会社 大津ソーラー	熊本県 菊池郡大津町	100.0 (連結)	19.0	36円	2016年4月	●	
四日市ソーラー 匿名組合事業 ^{※3}	合同会社 四日市ソーラー	三重県 四日市市	20.0	21.6	36円	2019年3月	●	
那須烏山ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須烏山ソーラー	栃木県 那須烏山市	100.0 (連結)	19.2	36円	2019年5月	●	
軽米西ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米西ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	100.0 (連結)	48.0	36円	2019年7月	●	
軽米東ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米東ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	100.0 (連結)	80.8	36円	2019年12月	●	
軽米尊坊ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米尊坊ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	55.0 (連結)	40.8	36円	2021年10月	●	
第一太陽光発電 合同会社	同左	東京都 中央区	100.0 (連結)	-	非公表	2023年 1月以降順次		●
人吉ソーラー 匿名組合事業	合同会社 人吉ソーラー	熊本県 人吉市	100.0 (連結)	20.8	36円	2023年6月	●	
第二太陽光発電 合同会社	同左	東京都 中央区	100.0 (連結)	-	非公表	2026年 2月以降順次		●

(注) 1. 出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。

2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。

3. 当社は2022年4月に四日市ソーラー匿名組合事業の出資持分の一部を譲渡し、連結対象及び持分法適用対象外としました。

【運転中のバイオマス発電所一覧】(2026年3月31日現在)

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
ユナイテッド リニューアブル エナジー株式会社	同左	秋田県 秋田市	69.2 (連結)	20.5	固定PPA	2016年7月		●
苅田バイオマス エナジー株式会社	同左	福岡県 京都郡 苅田町	53.1 (連結)	75.0	24円/32円	2021年6月	●	
合同会社社都 バイオマスエナジー	同左	宮城県 仙台市	60.0 (連結)	74.95	24円/32円	2023年11月	●	
徳島津田バイオマス 発電所合同会社	同左	徳島県 徳島市	60.8 (連結)	74.8	24円/32円	2023年12月	●	
合同会社石巻ひばり野 バイオマスエナジー	同左	宮城県 石巻市	51.0 (連結)	74.95	固定PPA	2024年3月		●
合同会社御前崎港 バイオマスエナジー	同左	静岡県 御前崎市及び 牧之原市	56.0 (連結)	75.0	24円/32円	2025年1月	●	
合同会社唐津 バイオマスエナジー	同左	佐賀県 唐津市	51.0 (連結)	49.9	固定PPA	2025年9月		●

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。
 2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。
 3. バイオマス発電事業のFIT制度に基づき適用される買取価格（消費税抜）は、間伐材等由来の木質バイオマスが32円/kWh、一般木質等バイオマスが24円/kWhです。
 4. 当社はUREに対して、当社子会社である千秋HDを通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。
 5. 徳島津田バイオマス発電所合同会社の配当比率は、70.4%です。
 6. 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーの配当比率は、62.93%です。
 7. 合同会社御前崎港バイオマスエナジーの配当比率は、75.0%です。

【運転中の陸上風力発電所一覧】(2026年3月31日現在)

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
LIEN LAP WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム クアンチ省	40.0 (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	
PHONG HUY WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム クアンチ省	40.0 (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	
PHONG NGUYEN WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム クアンチ省	40.0 (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	
福島復興風力 合同会社	同左	福島県 田村市他	10%未満	約147	固定PPA	2025年4月		●

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。

【運転中の地熱発電所一覧】（2026年3月31日現在）

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
株式会社 南阿蘇湯の谷地熱	同左	熊本県 阿蘇郡 南阿蘇村	30.0 (持分法)	2.0	40円	2023年3月	●	

(注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。

【運転中の蓄電所一覧】（2026年3月31日現在）

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	収益モデル
姫路蓄電池 匿名組合事業	合同会社 姫路蓄電所	兵庫県 姫路市	22.0 (持分法)	15.0	市場価格	2025年10月	市場販売型

③ 開発・運営事業

「開発・運営事業」は、デベロッパーとして、新しい発電所や蓄電所等（以下、発電所等）の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。

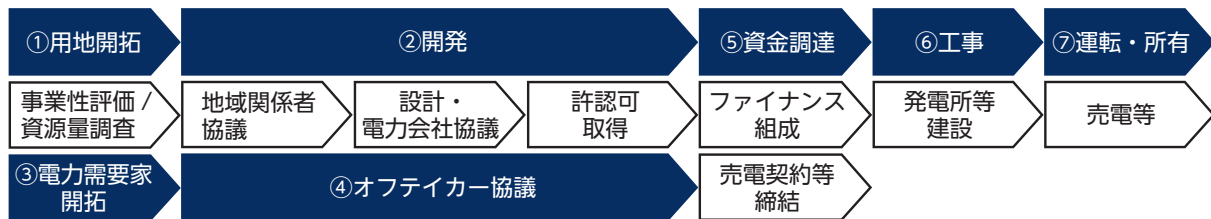
当社はプロジェクトを遂行するSPCを設立し、資金的な制約の中で複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、発電所等の着工時点は、当社出資比率を原則として持分法適用水準としています。同時に、運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを享受すべく持分比率を向上させるための買い増し権（コールオプション）を保有する方針です。発電所等の保守・運営の実務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社及び当社グループのAM事業者が行います。

「開発・運営事業」は、当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所等の開発成功時に発電所等を所有するSPC又は共同スポンサーから支払われる報酬（事業開発報酬）、発電所等の建設・運営管理に係る報酬（運営管理報酬）及び発電所等を所有することに伴う配当・匿名組合分配益を収益としています。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化します。そのため「開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電等事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

（事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電所等の事業開発から運転までの流れは、新たな事業候補の「用地開拓」、事業用地確保・発電所等の設計・許認可取得等の「開発」、「電力需要家開拓」、「オフテイカー協議」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所等の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。

【再生可能エネルギー発電所等の事業開発における一般的なプロセス】



(注) 上記は開発プロセスの代表的な例示であり、国・地域、電源種、各案件の個別要因等によって異なる場合があります。

（開発中の事業）

当社グループの開発中の事業に係る進捗評価基準は次のとおりです。事業の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約を締結した「建設中事業」、②開発が一定程度進捗している「推進中事業」、③一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「先行投資事業」と分類しています。

事業開発が成功し各発電所等の運転開始に至る確率は、①建設中事業が最も高く、②推進中事業は今後の開発進捗に伴い計画が変更又は中止となる可能性があり、③先行投資事業は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

【開発中の事業の分類】（2026年3月31日現在）

①建設中事業	②推進中事業	③先行投資事業
<ul style="list-style-type: none"> ローン契約締結 EPC契約締結 	下記全項目の一定の蓋然性を確認済み <ul style="list-style-type: none"> 事業用地利用 系統接続 売電契約締結 主要許認可取得 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事業性に関する確認 開発に必要な先行投資を開始済み

（注） 1. 国・地域による規制の相違、電源種による開発プロセスや事業性確保に向けた条件の相違及び各事業の個別要因等により、事業の分類の判断基準が上記と必ずしも一致しない場合があります。
 2. 建設中事業には、ローン契約・EPC契約締結済みの着工準備中の事業も含まれます。

当社は主に太陽光発電、陸上風力発電、蓄電事業等の種別毎に専属チームを立ち上げ、国内外で複数事業の事業開発を進めています。

なお、開発中の事業は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」事業と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」事業に分類しています。

【開発中の事業一覧 ①建設中事業】（2026年3月31日現在）

法人・組合等名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分) (%)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	建設 着手時期	FIT制度	Non-FIT	その他
KIANGAN MINI HYDRO CORPORATION	同左	フィリピン イフガオ州	40.0 (持分法)	8.3	5.87 PHP	2021年4月	●		
荅北風力合同会社	同左	熊本県 天草郡 荅北町	38.0 (持分法)	54.6	21円	2023年3月	●		
アールワン蓄電所合同会社	同左	東京都 中央区	40.0 (持分法)	90.0	市場価格	2026年3月			市場販売
アールツー蓄電所合同会社	同左	東京都 中央区	39.0 (持分法)	215.0	容量確保 契約金額	2025年2月			LTDA
アールスリー蓄電所合同会社	同左	東京都 中央区	39.0 (持分法)	30.0	固定価格	2025年6月			オフテイク 契約
株式会社レノバ	同左	東京都 中央区	-	2.0	市場価格	2025年11月			市場販売

（注） 1. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電所に対して再エネ特措法に基づき適用されている固定買取価格（消費税抜）を示しています。

事業報告

- フィリピン共和国イガオ省キアンガンにおけるKIANGAN MINI HYDRO CORPORATIONの買取価格は、小水力発電に関するFIT対象枠の残存期間中に運転開始した場合の想定FIT単価です。
- アールワン蓄電所合同会社は、静岡県菊川市において市場販売型蓄電所である菊川西村蓄電所を建設中です。当社は2026年3月31日現在において、当該事業の覚書に基づき運転開始以降、共同スポンサーの出資持分（出資比率40.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は80.0%となります。なお、当蓄電所の竣工は2028年度を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- アールツー蓄電所合同会社は、2023年度長期脱炭素電源オークションにおいて選定された系統用蓄電所3カ所（北海道苫小牧市、北海道白老郡白老町、静岡県周智郡森町陸奥）を建設中です。当社は2026年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき長期脱炭素電源オークションの制度適用以降、共同スポンサーの出資持分（出資比率48.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は87.0%となります。なお、当蓄電所の竣工は2028年度中を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- アールスリー蓄電所合同会社は、北海道石狩市において東京瓦斯株式会社とのオフテイク契約に基づき石狩蓄電所を建設中です。当社は2026年3月31日現在において、当該事業の覚書に基づき運転開始以降、共同スポンサーの出資持分（出資比率36.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は75.0%となります。なお、当蓄電所の竣工は2027年度を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- LTA：長期脱炭素電源オークション（Long Term Decarbonization Auction）は、国全体で必要となる脱炭素電源の容量確保のため、再生可能エネルギーや蓄電池等の新設・リブレース/改修を入札対象とした制度で、電力広域的運営推進機関より、原則20年間、設備容量に落札金額を乗じた容量確保契約金額が支払われます。落札金額については、物価変動分が制度適用期間の年度ごとに毎年補正される仕組みとなっています。
- 市場販売：国による価格保証（FIT制度等）や特定の相手との長期固定価格契約に頼らず、「需給調整市場」や「容量市場」等の市場で「調整力」や「容量確保価値」を提供することで収益を確保する事業形態を指します。
- EPC契約を締結した時点を「建設開始/着工」としており、「建設開始/着工」は詳細設計開始や機器発注等を含むため、現地での工事開始とは異なる場合があります。
- 上記6事業のうち、「共同推進」事業であるKIANGAN MINI HYDRO CORPORATIONにおける事業以外の事業は「当社主導」事業です。

【開発中の事業一覧 ② 推進中事業】（2026年3月31日現在）

地域/電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導/共同推進)
非開示 (国内) (蓄電池)	100	-	該当無し	当社主導
非開示 (国内) (蓄電池)	75	-	該当無し	当社主導
韓国 (陸上風力)	40	-	-	当社主導
米国 (蓄電池)	200	-	-	当社主導
米国 (蓄電池+太陽光)	(蓄電池) 150 (太陽光) 150	-	-	共同推進
フィリピン (太陽光)	150	-	-	共同推進

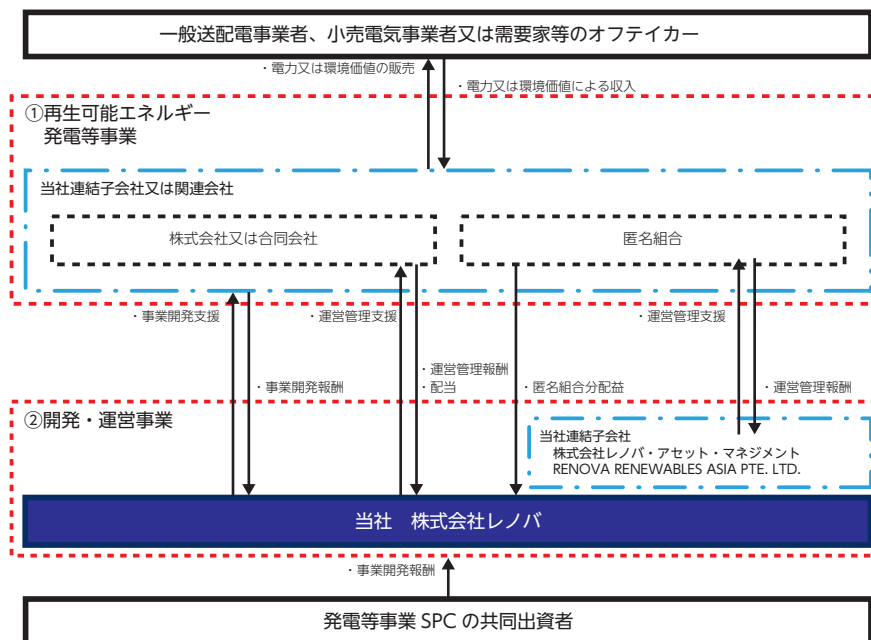
(注) 1. 推進中事業の一覧表は、2026年3月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。

【開発中の事業一覧 ③ 先行投資事業】（2026年3月31日現在）

地域/電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導/共同推進)
秋田県 (陸上風力)	80	-	方法書 完了	当社主導
青森県 (陸上風力)	170	-	方法書 完了	当社主導
フィリピン (陸上風力)	50	-	-	当社主導
韓国 (陸上風力)	40	-	-	当社主導

(注) 1. 先行投資事業の一覧表は、2026年3月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。

【事業系統図】(2026年3月31日現在)



(5) 対処すべき課題

当社グループは次の「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「コミットメント／経営原則」を掲げています。

■ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する

■ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること

■コミットメント／経営原則

地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します

地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります

顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します

株主：株式価値を持続的に創出します

社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

上記の達成のため、当社グループは現在、次の5点を重視した経営を行っています。

当社グループの経営方針

① 再生可能エネルギーへ中長期的にフォーカスする

脱炭素化と再生可能エネルギーの導入拡大は世界の潮流です。日本では、2020年12月に経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、電力部門の脱炭素化を実現する方策の1つとして、再生可能エネルギーを最大限導入することを掲げました。さらに、日本政府は、2025年2月、2040年度の再生可能エネルギーの比率を40～50%とする「第7次エネルギー基本計画」と温室効果ガスを2013年度比で73%削減する「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。加えて、AI普及等に伴うCO₂を排出しない電力需要の急増という新たな事業機会を的確に捉え、当社グループは、この成長市場である再生可能エネルギー市場において、中長期的に事業を拡大させていきます。

② 独立系企業として国内外において電源開発とGX事業を推進する

当社グループは、太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）を保有・開発していますが、今後は、太陽光発電、陸上風力発電、蓄電事業を集中的に開発することを志向しています。FIT制度だけに依拠せず、再生可能エネルギー電力の調達ニーズが高まっている電力需要家に対して直接電力を販売するコーポレートPPAによる事業も促進し、更なる発電容量の増加を目指していきます。加えて、GX事業を加速しており、2025年10月に当社系統用蓄電事業第一号案件の姫路蓄電所が運転を開始しました。開発面においても、2025年6月に東京ガスとのオフテイク契約に基づく石狩蓄電所、2026年3月に国内最大規模の市場販売型蓄電事業である菊川西村蓄電所の融資関連契約を締結しました。これにより、2026年3月現在、運転中及び建設着手済みの蓄電事業の設備容量は352MWに達しています。なお、当期末後となる2026年4月には、自社で市場取引を担う安来蓄電所が稼働し、蓄電所運用の高度化と内製化を推進しています。

③ エンジニアリングと主要な開発業務を内製化し、高い収益性を追求する

事業開発の成功確度向上や高収益化を実現し、かつスピーディーな開発の推進を行うため、当社はエンジニアリングをはじめとした事業開発における重要なプロセスにおいて各分野のスペシャリストを社内に擁し、高付加価値業務を内製化する方針です。

④ 安定したキャッシュ・フローを新規事業の開発及び既存事業の内部成長のために積極的に再投資する

当社グループは既存の発電所等から長期に得られる強固なキャッシュ・フローを新規の事業開発に積極的に再投資し、持続的成長を図ることで企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めていきます。

⑤ 地域との共生・共創により、長期的な発展を目指す

当社グループは、各地に広がる再生可能エネルギー発電所等を長期にわたって所有・運営していきます。また、再生可能エネルギーとは本来それが存在する地域の資源であり、発電所等はその資源を活用させていただいているという視点を、当社グループは大事にしています。

当社グループは、2026年3月31日現在、運転中・建設中の発電所等の合計出力が約1.6GWとなり、本邦有数の事業規模に成長しました。今後、運転開始済み発電所等の合計出力が4GW（=4,000MW）超となることを中期的な通過点と捉え、引き続き国内外における積極的な先行投資と事業開発を継続し、更なる成長を目指す方針です。

事業規模と事業展開地域の拡大に伴い、より高度な経営管理体制の構築が求められる中、当社グループでは以下の項目に取り組んでいきます。

当社グループの経営課題

① 持続的な成長に向けた、新たな発電等事業の開拓と実現

当社グループは、前述のとおり、国内外において引き続き事業の開発を行っています。「エネルギー変革のリーダーディング・カンパニー」となるために、新たな再生可能エネルギー発電等事業の継続的な開拓、蓄電池等を含めたグリーン・トランスフォーメーション事業等による事業領域の拡大を行い、もって持続的な成長を実現して

いくことが重要な経営課題であると認識しています。

そのため、当社グループは、国内外でのマルチ電源の開拓・開発に経営資源を重点的に配分しています。有望な案件を開拓し、収益性の高い事業として実現するために、当社グループの競争力の源泉である高度専門人材の増強・育成、エンゲージメントの向上を推進していきます。さらに、カーボンニュートラルに繋がる新規事業推進に向けた組織体制の見直しの実施、事業開発におけるシナジーを創出するパートナーシップの拡大や知名度の向上等にも取り組み、持続的に株式価値を創出する経営を行ってまいります。

② 事業運営・オペレーション機能の強化

当社グループの建設中・運転中の発電所及び蓄電所は、2026年3月31日現在、約1.6GWとなり、今後は大型の蓄電事業等が順次運転を開始する予定です。そのため、国内外の電力インフラを支える一層の責任を担い、発電所等を安定的・持続的かつ安全に運転することが、重要な経営課題であると認識しています。

当社グループは、内製化したオペレーション機能をハブとして、知見やノウハウを各発電所等の間で共有し、発電所等の運転、モニタリングや安全管理を、効率的かつ安定的に行ってまいります。安定稼働の実現によって、社会的責任を果たすと同時に、予見性の高い安定的なキャッシュ・フローの創出を実現してまいります。

③ 高い資本効率と、持続的な成長のための財務基盤の実現

事業開発投資を高い資本効率で行い、持続的な成長を実現し続けることは、株式価値を最大化するために重要であると認識しています。

そのため、当社グループは、出資金額に対する内部収益率（IRR）を重要指標とした投資判断を行っています。また、事業を行うSPCにおいては、財務レバレッジの活用（下記「ご参考」を参照ください）、資金回収の早期化、SPCからの収益の新規事業への再投資等、資本効率の最大化に努めています。

一方で、今後も大型の事業への開発投資を継続的に行っていくにあたり、一定の強固な財務基盤を維持していくことが重要であると認識しています。引き続き高い成長を志向しながらも、同時に高い規律をもった事業投資を行うべく、財務管理機能やリスク管理機能の更なる充実を図ってまいります。

ご参考：2026年3月期末時点において当社グループの連結有利子負債残高の約9割がSPCにおけるプロジェクト・ファイナンスにより調達されています。

④ 事業の成長を促す強い組織とガバナンス体制の構築

事業の継続的な成長のためには、事業の基盤となる強いガバナンス体制の構築が必要です。現在、当社は、基本方針として取締役の過半数が独立社外取締役によって構成されるモニタリング型の取締役会を志向しています。また、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する等、取締役会機能を強化しています。

なお、事業の持続可能な成長に向けた取り組みとして、「調達」「設計・施工」「排出」の領域において長期目標を定め、これを実現するために「サステナブル調達方針」、「サステナブル燃料調達方針」「サステナブル建設方針」、「サステナブルHSE実行方針」を定めています。

ご参考：サステナブル調達方針：https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable_procurement/
 サステナブル燃料調達方針：<https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-biomass/>
 サステナブル建設方針：<https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-construction/>
 サステナブルHSE実行方針：<https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-hse/>

(ご参考) 2027年3月期 連結業績予想

<2027年3月期の業績予想>

(百万円)

区 分	第27期(当期) 2026年3月期	第28期(予想) 2027年3月期	増 減 率 (%)
売上収益	87,622	95,700	9
EBITDA	30,526	33,800	11
営業利益	8,283	11,300	36
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,308	3,400	3

<「中期経営計画2030」の進捗状況 (EBITDA) >

(百万円)

区 分		中計目標	2030年度 見通し	進捗状況
海外事業	海外事業	8,800	6,000~9,000	2027年3月期 複数の最終投資意思決定 (FID) を計画
国内事業	蓄電池	6,500	12,000~14,000	開発加速
	小規模・分散型 太陽光	7,000	4,000~7,000	新規PPA遅延
	陸上風力	1,700	1,700	建設工事が進捗中
既存事業	収益性改善	40,000	40,000	収益性改善施策継続
開発・運営 (本社コスト)		△4,000	△4,000	
連結		60,000	59,000~67,000	

(注) 詳細は2026年5月14日付「2026年3月期決算説明会資料」25ページをご参照ください (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9519/tdnet/2808819/00.pdf>)

(6) 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社レノバ	東京都中央区
株式会社水郷潮来ソーラー	茨城県潮来市
株式会社富津ソーラー	千葉県富津市
株式会社菊川石山ソーラー	静岡県菊川市
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	静岡県菊川市
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町
那須塩原ソーラー匿名組合事業	栃木県那須塩原市
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町
那須烏山ソーラー匿名組合事業	栃木県那須烏山市
軽米西ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米東ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
人吉ソーラー匿名組合事業	熊本県人吉市
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	秋田県秋田市
苅田バイオマスエナジー株式会社	福岡県京都郡苅田町
徳島津田バイオマス発電所合同会社	徳島県徳島市
合同会社社の都バイオマスエナジー	宮城県仙台市
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	宮城県石巻市
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	静岡県御前崎市及び牧之原市
合同会社唐津バイオマスエナジー	佐賀県唐津市
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都中央区

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

セグメント	従業員数 (名)	前期末比増減
再生可能エネルギー発電等事業	74	2名増
開発・運営事業	240	23名減
合計	314	21名減

(注) 上記従業員数は、当社グループからグループ外への出向者 (0名) は含んでいません。なお、グループ外から、当社グループへの出向者 (4名) は含んでいます。また、嘱託、派遣社員及びアルバイト (40名) は含んでいません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数
男性	148	4名減	42.9	4年 11ヶ月
女性	72	9名減	40.3	5年 0ヶ月
合計又は平均	220	13名減	42.1	4年 11ヶ月

(注) 上記従業員数は、当社から社外への出向者 (37名) は含んでいません。なお、社外から当社への出向者はありません。また、派遣社員及びアルバイト (40名) は含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	33,274
株式会社三井住友銀行	26,983
株式会社みずほ銀行	23,833
日本生命保険相互会社	16,378
株式会社りそな銀行	12,635
株式会社SBI新生銀行	11,330
株式会社山口銀行	10,377
株式会社福岡銀行	9,879
株式会社三菱UFJ銀行	9,785
JA三井リース株式会社	8,798
その他	160,652
合計	323,923

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 280,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 91,252,300株
 (3) 株主数 34,002名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
木南 陽介	14,760,000	16.17
東京瓦斯株式会社	11,877,600	13.02
住友林業株式会社	7,360,000	8.07
千本 倅生	5,438,000	5.96
辻本 大輔	5,000,000	5.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,615,900	5.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,401,000	2.63
鈴与商事株式会社	1,504,000	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY - 505223	1,407,124	1.54
BBH CO FOR THE ADVISORS' INNER CIRCLE FUND III -REDWHEEL NEXT GENERATION POWER INFRASTRUCTURE FUND	1,076,705	1.18

(注) 持株比率は、自己株式 (47株) を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—
社外取締役	当社普通株式 5,600株	3名

(注) 1. 当社は、以下の株式報酬制度を導入しています。

- ・2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員を対象とし、2021年4月1日より開始する事業年度から5事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
 - ・2022年6月17日開催の第23回定時株主総会において、当社の社外取締役を対象とし、2022年4月1日より開始する事業年度から4事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
2. 社外取締役は、付与したポイント数ではなく、実際に交付した株式を記載しています。
3. 社外取締役を除く取締役に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとに一定数のポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、各制度対象期間中に付与された総ポイント数に応じた当社株式の交付を行うこととしており、当事業年度は、制度対象期間中であることから、株式の交付は行っておりません。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	川 名 浩 一	株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 株式会社クボタ 社外取締役
代表取締役社長	木 南 陽 介	CEO
取締役	山 口 和 志	執行役員CFO
取締役	島 田 直 樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役 NOK株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役	山 崎 繭 加	エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社良品計画 社外取締役
取締役	高 山 健	
取締役	Rajit Nanda	DataVolt CEO
常勤監査役	安 東 淳 一 郎	
常勤監査役	柴 田 雄 司	
監査役	若 松 弘 之	公認会計士 若松弘之事務所 代表 株式会社ジェネリス 代表取締役 高砂熱学工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	結 城 大 輔	のぞみ総合法律事務所 パートナー クラシル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役島田直樹、山崎繭加、高山健、Rajit Nandaの4氏は、社外取締役です。
 2. 監査役若松弘之、結城大輔の2氏は、社外監査役です。
 3. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 4. 監査役若松弘之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 当社は、取締役島田直樹、山崎繭加、高山健、Rajit Nandaの4氏並びに監査役若松弘之、結城大輔の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

(5) 会社役員報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議・提言に基づき、取締役会で決定しています。

2. 当該方針の内容の概要

(報酬水準の考え方)

取締役の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模や時価総額を踏まえ、国内外の再生可能エネルギー事業を推進している企業の報酬水準も参考に、人材獲得競争において一定程度の競争力が確保できる水準を設定しています。

(報酬構成)

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、①基本報酬（固定金銭報酬）、②業績評価報酬（短期変動金銭報酬）、③全社業績目標及び個人別業績目標に連動する業績連動型株式報酬（中長期変動株式報酬）並びに④貢献度・期待度に応じた業績非連動型株式報酬で構成し、金銭報酬（上記①と②の合計金額）に対する株式報酬の割合は、0%から50%程度となっています。

また、業績連動評価として重視している指標としては運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量（GW）を採用しています。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。

また、優秀な人材をグローバルに確保するため、法令及び雇用慣行が大きく異なる人材マーケットから採用する人材については、上記と異なる報酬水準及び報酬構成を指名・報酬委員会の審議・提言に基づき、取締役会で決定することがあります。

(マルス・クローバック条項)

2018年8月29日開催の第19回定時株主総会及び2022年6月17日開催の第23回定時株主総会で決議され

た株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨の規定を定めています。

2021年6月18日開催の第22回定時株主総会で決議された株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨及び株式交付後5年以内に重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じたことが判明した場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、交付された株式及び金銭の一部又は全部の返還を請求することができる旨の規定を定めています。

(報酬ガバナンス)

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、非業務執行取締役を委員長とし、取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役2名の合計4名で構成されており、委員の半数以上は社外取締役となっています。(2026年3月31日現在)

また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して報酬制度を検討する体制としています。

3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会で決定しており、報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬限度額は、2014年4月28日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内とすることが決議されています。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において信託を活用した株式報酬制度を導入しており、2018年6月1日より開始する4事業年度の制度対象期間においては、全ての取締役及び執行役員を対象としておりましたが、2022年6月17日開催の第23回定時株主総会において、当該株式報酬制度の対象を社外取締役のみとし継続すること、2022年4月1日より開始する4事業年度の制度対象期間における合計を50百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。

さらに、2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、信託を活用した株式報酬制度（社外取締役を給付対象に含まない。）を導入しており、2021年4月1日より開始する5事業年度の制度対象期間における合計を400百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を含まない。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬限度額は、2007年2月27日開催の第7回定時株主総会において、年額100百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会による審議・提言に基づき取締役会が決定していることから、委任に関する事項はありません。

④ 業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的に、取締役へのインセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型（社外取締役については業績非連動型）の株式報酬制度を2018年（2022年に社外取締役のみを対象とする制度として継続）及び2021年に導入しています。

また、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、重視している業績連動評価の指標として、2021年導入の株式報酬制度では運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量（GW）を選定しています。

なお、当該株式報酬制度については、2026年6月19日開催の第27回定時株主総会において、「第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の額及び内容の一部改定の件」が承認可決されますと、営業利益並びに運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量が業績連動評価の指標となります。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、貢献度・期待度及び業績目標の達成度に応じて指名・報酬委員会での審議・提言に基づき取締役会で決定しています。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			株式報酬		
		基本報酬	賞与	その他	業績連動報酬	業績 非連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	167	116	—	—	48	3	4
監査役 (社外監査役を除く)	37	37	—	—	—	—	2
社外取締役	76	66	—	—	—	11	4
社外監査役	16	16	—	—	—	—	3
執行役員	186	123	—	—	63	0	6

(注) 1. 株式報酬は、所定の算定式で算出するポイントを取締役及び執行役員に付与し、あらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式の交付等を信託から行うものですが、上記の表における取締役及び執行役員の株式報酬（業績連動型）の額は、当事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額を記載しています。

2. 取締役としての報酬等のほかに使用人分給与を受けている取締役はありません。

3. 執行役員は会社法上の役員ではありません。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	島田直樹	90% 9回/10回中	—	議案審議等において、豊富なコンサルティング経験と、長年にわたる企業経営者の目線から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	山崎繭加	100% 10回/10回中	—	議案審議等において、外資系の経営コンサルタントや米国での経営大学院での勤務により培われた、グローバルで多角的な観点から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	高山健	90% 9回/10回中	—	議案審議等において、成長企業の企業経営・ファイナンスに関する専門的な知識と豊富な経験から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	Rajit Nanda	100% 10回/10回中	—	議案審議等において、エネルギー業界において20年以上にわたる複数の国での豊富な事業開発と投資経験に基づくグローバルで多角的な視点から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
監査役	若松弘之	100% 10回/10回中	100% 13回/13回中	議案審議等において、公認会計士及び上場企業で社外監査役等を務めた経験を通じて培った、企業監査及び会計に関する高い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	結城大輔	100% 8回/8回中	100% 10回/10回中	議案審議等において、弁護士としての活動を通じて培った、企業法務、コンプライアンス、リスク管理及び国際法務の分野における豊富な経験と幅広い知識・知見に加え、上場企業で社外監査役等を務めた経験に基づき、適宜発言を行っています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	106,125
現金及び現金同等物	23,081
引出制限付預金	62,721
営業債権及びその他の債権	12,069
棚卸資産	2,582
その他の金融資産	2,383
その他の流動資産	3,290
非流動資産	505,338
有形固定資産	232,206
使用権資産	7,731
のれん	237
無形資産	32,233
持分法で会計処理されている投資	7,833
繰延税金資産	2,671
その他の金融資産	210,041
その他の非流動資産	12,387
資産合計	611,464

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	48,667
営業債務及びその他の債務	14,113
借入金	31,535
リース負債	869
その他の金融負債	114
未払法人所得税	1,287
その他の流動負債	750
非流動負債	376,917
社債及び借入金	300,585
リース負債	7,807
その他の金融負債	1,540
引当金	10,618
繰延税金負債	55,134
その他の非流動負債	1,233
負債合計	425,584
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	122,850
資本金	11,342
資本剰余金	10,800
利益剰余金	39,806
自己株式	△1,082
その他の資本の構成要素	61,984
非支配持分	63,029
資本合計	185,879
負債資本合計	611,464

連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上収益	87,622
その他の収益	1,857
燃料費	△40,524
外注費	△5,212
人件費	△4,624
持分法による投資損益	910
その他の費用	△13,948
減価償却費及び償却費	△17,797
営業利益	8,283
企業結合に伴う再測定による利益	1,676
オプション公正価値評価益	1,215
金融収益	1,926
金融費用	△7,237
税引前利益	5,863
法人所得税費用	△1,244
当期利益	4,619
当期利益の帰属	
親会社の所有者	3,308
非支配持分	1,310

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	28,066
現金及び預金	19,217
売掛金	1,801
前払費用	24
関係会社短期貸付金	3,626
関係会社立替金	1,696
未収還付法人税等	550
その他の貸倒引当金	1,423
	△271
固定資産	45,620
有形固定資産	840
建物	281
減価償却累計額	△208
構築物(純額)	73
構築物	231
減価償却累計額	△143
構築物(純額)	88
機械及び装置	476
減価償却累計額	△304
機械及び装置(純額)	173
工具、器具及び備品	198
減価償却累計額	△138
工具、器具及び備品(純額)	60
土地	40
リース資産	5
減価償却累計額	△3
リース資産(純額)	2
建設仮勘定	405
無形固定資産	29
ソフトウェア	25
その他	4
投資その他の資産	44,750
関係会社株式	33,893
その他の関係会社有価証券	5,392
その他の貸倒引当金	6,587
貸倒引当金	△285
投資損失引当金	△837
繰延資産	9
社債発行費	9
資産合計	73,694

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	11,036
買掛金	141
関係会社短期借入金	479
1年内返済予定の長期借入金	8,938
リース債務	1
未払金	925
未払費用	64
未払法人税等	66
賞与引当金	310
その他の	112
固定負債	33,651
社債	7,000
長期借入金	26,003
リース債務	1
資産除去債務	123
株式給付引当金	524
負債合計	44,687
(純資産の部)	
株主資本	28,702
資本金	11,342
資本剰余金	11,346
資本準備金	11,321
その他資本剰余金	25
利益剰余金	7,096
その他利益剰余金	7,096
繰越利益剰余金	7,096
自己株式	△1,082
評価・換算差額等	268
その他有価証券評価差額金	268
新株予約権	37
純資産合計	29,007
負債純資産合計	73,694

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		6,232
売上原価		647
売上総利益		5,586
販売費及び一般管理費		6,567
営業損失		982
営業外収益		
受取利息	235	
有価証券利息	180	
受取配当金	1,259	
為替差益	147	
その他の他	26	1,847
営業外費用		
支払利息	442	
社債利息	127	
社債発行費償却	9	
支払手数料	85	
貸倒引当金繰入額	93	
その他の他	91	848
経常利益		17
特別利益		
関係会社株式売却益	247	247
特別損失		
減損損失	43	43
税引前当期純利益		221
法人税、住民税及び事業税	△8	△8
当期純利益		228

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社レノバ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 田村俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野田匠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レノバの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社レノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野田 匠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レノバの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社レノバ 監査役会

監査役（常勤監査役） 安 東 淳 一 郎

監査役（常勤監査役） 柴 田 雄 司

監査役（社外監査役） 若 松 弘 之

監査役（社外監査役） 結 城 大 輔

以 上

Q1. 固定価格買取制度 (FIT制度)

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(再生エネ特措法)に基づき、買取義務者が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で一定期間買い取る制度です。

Q2. Feed in Premium制度 (FIP制度)

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格を踏まえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。

Q3. RE100

「Renewable Electricity 100%」の略称で、企業が事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賅うことを目指す国際的なイニシアティブのことを指しています。

Q4. コーポレートPPA

企業等の電力需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を長期に購入する契約のことを指しています。PPAは電力購入契約(Power Purchase Agreement)の略称です。

Q5. 長期脱炭素電源オークション

国全体で必要となる脱炭素電源の容量確保のため、再生可能エネルギーや蓄電池等の新規電源投資(リブレース、改修も含む)の促進を目的に、2023年度より容量市場^{Q6}の一部として開設された入札制度です。容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保するため、電力広域的運営推進機関より、原則20年間、設備容量に落札金額を乗じた容量確保契約金額が長期固定収入(ただし、物価変動分が制度適用期間の年度ごとに毎年補正される)が保証されます。

Q6. 容量市場

4年後に必要な電力供給力をあらかじめ確保するため、電気の「量」ではなく「発電できる能力(容量確保価値)」を取引する市場です。将来の供給不足を防ぐとともに、多額の投資を要する発電所の維持・新設に向けた投資回収の予見性を高める役割を担っています。

Q7. 需給調整市場

一般送配電事業者が電力系統の周波数調整や需給バランスの維持に必要な「調整力」を調達するための市場です。これまで電力会社が個別に確保していた調整力を広域的かつ市場原理に基づいて取引することで、再生可能エネルギーの導入拡大への対応とコスト効率化の両立を目的とし、2021年4月より三次調整力の取引が開始され、2024年4月からは一次調整力を含む全ての商品区分での取引が開始されました。

Q8. SPC (特別目的会社)

当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、また、プロジェクト・ファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させています。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合、合同会社(GK)として設立して持分による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社(GK)として設立して商法上の匿名組合(TK)として営業者に出資を行う場合(TK-GKスキーム)があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

Q9. 運営管理報酬

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポートティング等に代表される業務に対して、発電所の建設期間及び売電期間にわたり支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

Q10. 配当・匿名組合分配益

「再生可能エネルギー発電等事業」に属するSPCが株式会社又は合同会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、これはセグメント間取引として「開発・運営事業」の収益に反映されます。また、「再生可能エネルギー発電等事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうちの当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうちの当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販管費へ計上しています。これらもセグメント間取引として「開発・運営事業」の収益に反映されます。なお、これら「開発・運営事業」の収益に反映されたSPCからの配当金及び分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

Q11. AM事業者

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント(管理業務)を請け負う事業者のことを指しています。

Q12. EPC事業者

発電所建設において、Engineering(設計)、Procurement(調達)及びConstruction(建設)を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しています。

Q13. O&M事業者

発電所の運営において、Operation(運転)及びMaintenance(維持)を請け負う事業者のことを指しています。

Q14. 特定卸供給事業者

再生可能エネルギー発電所や蓄電池、需要側のリソースを統合して、市場動向や電源動向等、様々な情報を踏まえながらリソース運用を行う事業者のことを指します。発電事業者が蓄電池の運用を特定卸供給事業者に委託する場合や発電事業者が自ら特定卸供給事業者としての業務を担う場合があります。

Q15. 一般送配電事業者、小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第17号における一般送配電事業者又は小売電気事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しています。

Q16. オフテイク

事業会社が生み出すサービス(当社グループの場合は電力)を購入する者(引き取り手)のことを指しています。

株式事務のご案内

株式事務のご案内

上場市場	東京証券取引所プライム市場
上場日	2017年2月23日
証券コード	9519
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） ※照会受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
各種事務手続き	詳しくは、下記ページをご確認ください。 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ お届出の住所・印鑑・姓名等の変更、単元未満株式買取請求、名義変更等の当社株式に関する事務手続き用紙のご請求につきましては、お取引先の証券会社にご連絡ください。

IR情報（株主・投資家向け情報）のご案内

当社ウェブサイトでは、決算説明資料、業績ハイライト、適時開示情報など、株主・投資家の皆さま向けの情報をご提供いたします。

IR情報はこちら

<https://www.renovainc.com/ir/>



公式noteでは、当社の事業や再生可能エネルギーを取り巻く環境について分かりやすくご紹介するとともに、社員インタビューなども掲載しています。

レノバ公式noteはこちら

<https://note.renovainc.com/>



電子提供措置の開始日2026年5月28日

第27回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社レノバ

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回株式報酬型新株予約権
保有人数	取締役（社外取締役を除く） 1名
保有する新株予約権の数	188個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 18,800株
新株予約権の発行価額	1株あたり 1,071円
新株予約権の行使価格	1株あたり 1円
新株予約権の行使期間	2023年2月26日から 2030年2月25日まで
その他行使の条件	(別記1)

(別記1)

その他行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日（以下、「権利行使開始日」という。）前に死亡した場合、本新株予約権の相続による承継は認めない。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使開始日以降に死亡した場合又は上記(2)ただし書に定める場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、前者の権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。）に限り、後者の権利承継者は、権利行使開始日から6ヶ月を経過する日までの期間に限り、一括してのみ本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。
- (4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	82百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうちRENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。また、当社は、2026年5月13日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について、2026年3月期における構築・運用状況を評価し、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>①企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、当社グループ役職員一同が、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。</p> <p>②取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行する。</p> <p>③監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。</p> <p>④代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に必要な施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題及び対応状況を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス違反があった場合は、厳正な処分を課す。</p>	<p>①原則毎月開催する社員会において、「RENOVAの理念」に則った事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守に関する確認を毎年当社グループの全役職員に対して行い、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>②取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告されています。</p> <p>③監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、本社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施しています。</p> <p>④コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス体制の強化を図っています。また、常勤監査役も当該委員会に出席し連携するとともに、社外役員にも議事録及び資料を共有した上で、取締役会へ年次活動報告を行っています。また、「レノバグループ腐敗防止方針」に基づき、全てのステークホルダーと長期にわたり公正で健全な信頼関係を構築・維持することを目的として、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図っています。</p>

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>⑤全ての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反等の未然防止及び早期発見を図る。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。</p> <p>⑥他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。</p>	<p>⑤「企業倫理ホットライン」を設置し、外部弁護士、常勤監査役及び内部監査室担当者を公益通報対応業務従事者に指定した上で、当社グループにおいて運用を行い、これらの施策の効果について定期的に検証し改善を行っています。また、社員会での発表や社内ポータルサイトへの相談先掲示により同制度の社内周知を行うとともに、ホットラインに報告・相談を行った者が不利益取扱、嫌がらせ及び探索等を受けない体制が確保されています。</p> <p>⑥代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室は、「内部監査規程」に則り、内部統制システムの有効性を監査し、その結果及び改善課題を代表取締役社長CEO及び監査役等に報告しています。</p>

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>①株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「情報管理規程」及び「文書保存管理規程」等に従い、適正に保存・管理する。</p> <p>②情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。</p> <p>③会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。</p>	<p>①株主総会議事録、取締役会議事録をはじめ、経営会議事録等、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款及び社内規程等に従い適正に保存・管理されています。</p> <p>②情報の保存及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。</p> <p>③「情報開示マニュアル」に基づき、代表取締役社長CEOが情報開示担当役員を任命し、情報開示担当役員が所管するIR室を情報開示担当部門として設置し、適時適切に開示しています。</p>

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>①リスク管理に関する基本的な事項は「リスク管理規程」に従い、危機発生の防止と損失の最小限化を図る。また、経営管理室を主管部門として全社的リスク管理委員会を設置し、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。</p> <p>②重大な事態が生じた場合には、「危機管理規程」に従い、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。</p> <p>③「決裁権限規程」に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。</p>	<p>①「リスク管理規程」に則り、全社的リスク管理委員会において、当社及び子会社の重要なリスクについて毎年見直しを行い、当社グループ全体のリスク管理に努めています。活動内容は年2回取締役会へ報告を行うとともに、経営会議において四半期単位で進捗管理を実施しています。</p> <p>②当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、「危機管理規程」に基づき、危機対策委員会を設置し、その指示のもと、被害及び損失の極小化を図る体制を整備しています。</p> <p>③「決裁権限規程」に則り、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、損失の危機回避のための体制が整備されています。</p>

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>①取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。</p> <p>②代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。</p> <p>③適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。</p> <p>④職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。</p>	<p>①2026年3月期においては、取締役会が10回開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。</p> <p>②2026年3月期においては、経営会議が26回開催され、業務執行上の重要課題について審議・報告が行われました。同会議の諮問機関としてプロジェクトリスクマネジメント委員会を新設し、事業開発案件の審議に際し前段で多角的な検討を行う体制を整備しています。あわせて、「中期経営計画2030」に基づき、進捗状況を半期ごとにモニタリングし、各マイルストーンの達成状況を継続的に確認しています。</p> <p>③「組織規程」において、各組織の業務分掌及び役職者の責任を明確にし、「決裁権限規程」において各役職者の権限を明示しています。また、より迅速な意思決定に基づく業務執行を実現するため、権限委譲を進めています。</p> <p>④指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会及び全社的リスク管理委員会を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。</p>

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>①当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役、部門責任者及び子会社の管掌部門の責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。</p> <p>②当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会及び経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。</p> <p>③代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会にて、子会社の事業内容や規模に応じたコンプライアンス体制の整備の促進を図る。</p> <p>④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制について、子会社においても事業内容、規模及び重要性等に応じ整備を促進し、適切なリスク管理を行う。</p> <p>⑤管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。</p>	<p>①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、過去の監査実績や財務状況等により、リスクが高いと判断する子会社に対し内部監査を実施し、継続的に内部統制の改善支援を行っています。</p> <p>②「関係会社管理規程」に則り、管掌部門を中心として子会社の月次業績レビューや子会社の取締役等の職務執行状況報告を通じ子会社の状況及び課題を把握し、適宜当社取締役会及び経営会議へ報告が行われています。</p> <p>③当社コンプライアンス委員会において当社及び子会社全体のコンプライアンス状況の確認を行い、当社グループとして、実効的なコンプライアンス体制の整備を図っています。</p> <p>④子会社においても事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することで、損失の危機回避のための体制が整備されています。</p> <p>⑤子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。また、海外子会社において「決裁権限規程」を制改定し、意思決定権限及び承認プロセスを明確化する等、海外事業の拡大を踏まえたガバナンス体制の整備を継続的に進めています。</p>

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>① 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。</p> <p>② 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。</p> <p>③ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また、随時監査役に事業の報告を行う。</p> <p>④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。</p> <p>⑤ 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けられることができるよう、内部通報制度を整備する。</p> <p>⑥ 当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。</p>	<p>① [(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制] の運用状況③に記載のとおりです。</p> <p>② 取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制が整備されています。</p> <p>③ 監査役のある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。</p> <p>④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果等を監査役に報告しており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。</p> <p>⑤ 当社の「企業倫理ホットライン」において、常勤監査役を公益通報対応業務従事者に指定し、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けられることができる体制を整備しています。</p> <p>⑥ [(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制] の運用状況⑤に記載のとおり、「企業倫理ホットライン」等を通じた通報窓口への情報提供者に対して、不利益が生じない体制が整備されています。</p>

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
<p>① 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する。また、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るものとする。</p>	<p>① 当社は監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっており、人事異動・人事評価等は監査役の同意を得ています。</p>

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。	①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の三様監査連絡会や社外取締役と監査役による連絡会も開催しています。これらを通じて監査観点での継続的な連携を図り、監査の実効性を確保しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
①監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	①監査役の職務に必要な費用については、監査計画に応じて予算化されており、監査役又は監査役会の要請により監査に必要とされた費用については、適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
①財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告については、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、適切に整備、運用を行う。	①代表取締役社長CEO及び最高財務責任者（CFO）を責任者として、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2026年3月期の運用状況の概要】
①反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	①当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、全ての取引先及び役職員について、外部専門機関と連携し反社会的勢力との関係の有無を確認しています。また、取引に係る契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けています。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	11,329	10,575	36,505	△1,024
当期利益			3,308	
その他の包括利益				
当期包括利益合計			3,308	
新株の発行	13	△11		
株式報酬取引		241		
支配継続子会社に対する持分変動				
連結範囲の変動			△8	
自己株式の取得				△78
自己株式の処分		△4		19
配当金				
所有者との取引額合計	13	226	△8	△59
当期末残高	11,342	10,800	39,806	△1,082

	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	31,721	89,106	44,318	133,424
当期利益		3,308	1,310	4,619
その他の包括利益	30,263	30,263	15,078	45,341
当期包括利益合計	30,263	33,571	16,389	49,960
新株の発行		3		3
株式報酬取引		241		241
支配継続子会社に対する持分変動			△589	△589
連結範囲の変動		△8	4,124	4,116
自己株式の取得		△78		△78
自己株式の処分		15		15
配当金			△1,212	△1,212
所有者との取引額合計		173	2,323	2,495
当期末残高	61,984	122,850	63,029	185,879

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 35社（前連結会計年度は34社）
- ・主要な連結子会社の名称 合同会社都都バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー等

3. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 15社（前連結会計年度は13社）
- ・主要な会社等の名称 Lien Lap Wind Power Joint Stock Company、Phong Huy Wind Power Joint Stock Company、Phong Nguyen Wind Power Joint Stock Company等

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融商品

(i) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）では、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、重大な金融要素を含んでいない営業債権等を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。重大な金融要素を含んでいない営業債権等についてはIFRS第15号を適用して算定した金額で測定しています。また、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するため及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。

また、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しています。

(ii) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び契約資産について、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産に対する損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

(a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額

(b) 貨幣の時間価値

(c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

損失評価引当金の繰入額及び戻入額は純損益として認識しています。また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

(iii) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。非デリバティブ金融負債は、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となったときに認識を中止しています。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値で測定しています。また当初認識後は公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

(iv) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引を行っています。また、当社は、共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る契約（コール・オプション）を有しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っています。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれています。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでいますが、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に極めて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しています。

(a) ヘッジ指定されているデリバティブ

ヘッジ手段であるデリバティブ取引には先物為替予約及び金利スワップがあり、その公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。

(b) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しています。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストの全てを含んでおり、原価の算定にあたっては、主として総平均法により配分されています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 2～30年

② のれん及び無形資産

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

無形資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・契約関連無形資産 : 20年
- ・工事負担金 : 13～30年
- ・内部利用目的のソフトウェア : 5～19年
- ・その他無形資産 : 15～19年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候を識別した場合はその都度、その資産の回収可能価額を見積っています。

(3) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいます。

① 借手

当社グループは、リースの開始日において使用権資産とリース負債を認識しています。使用権資産は、取得原価で当初測定しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しています。

当初認識後においては、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで、定額法により減価償却しています。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリース延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しています。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。当社グループでは、リースの計算利利率が容易に算定できない場合は、追加借入利利率を割引率として使用しています。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、固定リース料（実質的な固定リース料を含む）、指数又はレートに基づいて算定される変動リース料、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額、当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）より構成されています。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には純損益として認識します。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

② 貸手

当社グループは、貸手のリース取引について、リースの開始日にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しています。

ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、リース開始日において、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しています。

オペレーティング・リース取引において、受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(4) 非金融資産の減損

当社グループは毎決算日において、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約し、のれんは、企業結合のシナジーが得られると期待される最小の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っています。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しています。

(5) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

資産除去債務は、資産の解体・除去費用、原状回復費用並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しています。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算又は控除し、会計上の見積りの変更として処理しています。

(6) 売上収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

なお、顧客との契約獲得のための増分コストについて、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。契約獲得のための増分コストとは顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。顧客との契約を履行するためのコストは、当該コストが、契約に直接関連しており、履行義務の充足に使用される会社の資源を創出又は増価する及び当該費用の回収が見込まれる場合に資産として認識しています。

資産として認識された顧客との契約の獲得又は履行のためのコストは、各契約期間にわたり、関連する収益に対応させて定額法で償却しています。

取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価や重大な金融要素が含まれている場合は、契約条件等に基づき取引価格を見積って調整しています。

複数の履行義務が含まれている契約の取引価格は、過去の実績等を基に見積った、それぞれの履行義務の独立販売価格の比率で按分しています。

具体的な収益認識基準は、次のとおりです。

① 一時点で充足される履行義務

当社グループにおいて一時点で充足される履行義務には、主として、開発事業には事業開発業務契約、発電事業には売電契約がありますが、これらは、契約において支配の移転時点が明記されている場合には当該支配の移転時点に、そうでない場合には主として顧客への引渡時に収益を認識しています。

② 一定の期間にわたり充足される履行義務

次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(a) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(b) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(c) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

当社グループにおいて一定の期間にわたり充足される履行義務には、主として、開発事業に工事管理契約と運営管理契約があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識しています。ただし、当該資産及び負債に係る利得又は損益がその他の包括利益として認識される場合及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで表示通貨に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は著しい変動がない限り、平均為替レートで表示通貨に換算しています。為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、その他の資本の構成要素である在外営業活動体の外貨換算差額に累積しています。

在外営業活動体の一部又は全てを処分し、支配、重要な影響力又は共同支配企業の取決めに喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する外貨換算差額の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

その他の金融資産（非流動）	1,312 百万円
無形資産	24,300 百万円
その他の資本の構成要素（為替予約）	44,840 百万円

当社は、持分法適用会社の他共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有している場合があります。当コール・オプションの当連結会計年度末の公正価値の金額が、連結財政状態計算書上、その他の金融資産（非流動）に計上されています。

また、当社は、企業結合日に受け入れた資産として無形資産を計上しています。

これらの公正価値は割引キャッシュ・フロー法に基づき算定されます。算定に際し、コール・オプションについては持分法適用会社の、企業結合日に受け入れた無形資産については被取得企業の事業計画を前提とした将来キャッシュ・フロー予想と外部専門家が算定した割引率を前提条件として算定しています。これらの前提条件は、経営者による最善の見積りに基づいて決定されていますが、重要な観察不能なインプットを含みます。これら観察不能なインプットが将来の経済条件の変動等により変動した場合、公正価値に重要な影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度に、新規のコール・オプションを取得し、既存のコール・オプションについて割引率及び将来キャッシュ・フロー予想を見直した結果、連結損益計算書に記載のとおり、オプション公正価値評価益1,215百万円を計上しています。

当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社は、長期にわたるバイオマス燃料購入取引に対して為替予約を締結し、その契約を長期包括為替予約として、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。当該為替予約の公正価値変動に対してはヘッジ会計が適用されており、当該公正価値の金額が、その他の包括利益及びキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分を通じて、連結財政状態計算書上、その他の資本の構成要素に計上されています。

ヘッジ対象である長期燃料購入取引は、予定取引であり、ヘッジ会計適用にあたっては、事業計画に即して当該取引が実行される可能性が極めて高い必要があります。この実行可能性については経営者による最善の見積りにより極めて高いと判断していますが、不確実性も伴います。将来の状況の変化等により取引の実行可能性が低くなりヘッジ会計の適格要件を満たさない状況となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類においてヘッジ会計の中止が生じる可能性があります。

7. 会計方針の変更に関する注記

当社グループが、当連結会計年度より適用している基準書は、以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS 第7号 IFRS 第9号	金融商品：開示 金融商品	自然依存電力を参照する契約に関する会計処理 及び開示に関する改訂

上記基準書の適用により、当連結会計年度における連結財政状態計算書において、非流動負債のその他の金融負債が1,528百万円増加し、繰延税金資産が58百万円増加し、その他の資本の構成要素が1,470百万円減少しています。また、当連結会計年度における連結包括利益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分が1,470百万円減少しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	611百万円
引出制限付預金	62,624百万円
営業債権及びその他の債権	10,533百万円
棚卸資産	2,571百万円
有形固定資産	224,554百万円
無形資産	25,958百万円
持分法で会計処理されている投資	6,290百万円
その他	917百万円
計	334,058百万円

上記の資産に加えて、子会社株式23,711百万円を担保に供しています。

(2) 担保に係る債務

借入金（流動）	22,603百万円
借入金（非流動）	266,255百万円
計	288,858百万円

上記の他、持分法適用会社において、合計33,544百万円の借入を行っています。

なお、当該借入に対応する担保資産は持分法適用会社の資産です。

2. 有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却累計額 68,900百万円

上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

3. 保証債務等

関係会社の金融機関からの借入に対し、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、スポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社グループの負担額を表示しています。

株式会社南阿蘇湯の谷地熱	767百万円
アールツー蓄電所合同会社	4,183百万円
合計	4,950百万円

フィリピン共和国ビサヤス地域にて開発を進める太陽光発電事業において、競争入札制度を通じて20年間固定価格で売電する権利を落札いたしました。当該権利の履行に対し保証を行っています。

VICTORIAS GREEN ENERGY CORP.	268百万円
------------------------------	--------

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	315,181百万円
借入実行残高	302,344百万円
借入未実行残高	12,837百万円

5. 財務制限条項

当社及び連結子会社の当連結会計年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならなくなる可能性があります。当連結会計年度末において、連結子会社1社における借入金が当該条項の一部（DSCR水準の維持）に抵触しましたが、取引金融機関から期限の利益喪失に関する請求を直ちには受けておらず、猶予の承諾を得ています。

これ以外の連結子会社及び当社は、当連結会計年度末において当該条項を遵守しています。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部及び関連管理部門によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	91,212,100株	40,200株	－株	91,252,300株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加40,200株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	8,000	－	△8,000	－
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	32,000	－	△9,600	22,400
第2回株式報酬型 2018年12月17日付与	普通株式	4,800	－	△2,100	2,700
第3回株式報酬型 2020年2月25日付与	普通株式	5,900	50,500	△26,200	30,200
合 計		50,700	50,500	△45,900	55,300

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループでは、経営原則の1つとして株式価値の持続的な向上を掲げています。当社は株主還元を重要な経営課題と認識しており、経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態を勘案し、株主還元政策を決定しますが、現時点では、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株式価値の長期最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な開発投資等の成長投資を第一優先とする方針を有しています。

また、当社グループは、資本効率を向上させながら大型の再生可能エネルギー発電所の開発投資を行うために、金融機関からの長期の借入を活用しています。当社グループの再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは、経営指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視し、その持続的な増大を目指していきます。

(2) 財務上のリスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動を行う過程で保有する金融商品は財務上のリスク（①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク（(i) 為替変動リスク、(ii) 金利変動リスク））に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収遅延がないことを確認しながら管理しています。

デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されています。カウンターパーティーの信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

営業債務及びその他の債務、借入金、リース負債、その他の金融負債は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しています。

③ 市場リスク

(i) 為替変動リスクの内容及び管理方針

当社グループにおける海外から輸入するバイオマス発電燃料に係る長期燃料購入契約は外貨建取引であり、為替相場が変動した場合に、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該為替変動リスクをヘッジするために長期包括為替予約を締結し、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。また、外貨預金を利用することで為替変動リスクをヘッジしています。

当社グループは、リスク管理規程等の社内管理規程に基づき、為替予約の重要な契約条件をヘッジ対象の条件と整合させる方針を有しています。

(ii) 金利変動リスクの内容及び管理方針

当社グループの長期借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものです。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用し、将来キャッシュ・フローを固定化しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は次のとおりです。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は以下の表には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
その他の金融資産		
負債性金融資産	2,476	2,330
合計	2,476	2,330
金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
長期借入金	325,129	293,200
社債	6,992	6,670
合計	332,120	299,870

上記には1年以内に返済及び償還予定の残高を含めています。

負債性金融資産に含まれる長期貸付金の公正価値は、同程度の信用格付を有する貸付先に対して、同一の残存期間で同条件の貸付を行う場合の利率で将来キャッシュ・フローを割り引いて算定する方法によっています。

長期借入金及び社債の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

3. 金融商品の公正価値等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり分類しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプット

金融商品のレベル間の振替は、連結会計年度末において認識しています。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ資産（注）1	－	201,026	1,312	202,338
出資金（注）2	－	－	622	622
債券（注）3	－	－	2,615	2,615
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
株式	－	－	393	393
合計	－	201,026	4,943	205,969
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ負債（注）4、5	－	12	1,528	1,540
合計	－	12	1,528	1,540

- (注) 1. 当社は、共同出資者との出資者間合意の定めにより一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買取る権利（コール・オプション）を有している場合があります。当社グループのデリバティブ資産には、割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定された当社の持分法適用会社の他共同出資者持分に関するコール・オプションの報告日時点の公正価値が含まれており、レベル3に区分しています。また、上記コール・オプションに加え、先物為替予約及び金利スワップに係るデリバティブ資産が含まれ、レベル2に区分しています。デリバティブ資産は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 2. 出資金に含まれる匿名組合出資金の公正価値はレベル3に区分しています。出資金は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 3. 債券に含まれる社債の公正価値はレベル3に区分しています。債券は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 4. デリバティブ負債に含まれる金利スワップの公正価値はレベル2に区分しています。デリバティブ負債は、連結財政状態計算書上、「その他の金融負債」に計上されています。
- (注) 5. 当社グループは、環境価値売買契約（以下「VPPA」といいます。）を有しています。VPPAは非化石証書（環境価値）の売買である主契約に電力の売電価格を固定化（電力卸売市場で売電した価格と契約に基づく顧客との固定売電価格の差額を顧客と発電SPCとの間で差金決済）する契約が組み込まれた組込デリバティブに該当します。当該組込デリバティブの公正価値はレベル3に区分しています。VPPAは市場電力価格の変動を固定化することを目的とした契約で、当社グループではVPPAを市場電力価格の変動リスクに対するヘッジ手段として有しています（残存期間20～30年）。

4. レベル3に区分される公正価値測定に関する情報

(i) 評価プロセス

当社グループはレベル3の金融商品に係る公正価値測定にあたっては、適切な権限者に承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きに従い、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて評価方法を決定し、公正価値を測定しています。重要な金融商品については必要に応じて外部の評価専門家を利用し、その評価結果は評価者がレビューしています。公正価値測定の結果は外部者評価結果を含め、適切な権限者がレビュー、承認しています。

(ii) レベル3に区分される経常的な公正価値測定の評価技法及びインプット並びに経営者による仮定及び見積りの不確実性

レベル3に区分される主な金融商品は全て割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しています。その公正価値算定においては、将来キャッシュ・フロー予想に加え、割引率の構成要素についての前提条件を決定しています。これらの前提条件は、経営者による最善の見積りに基づいて決定されていますが、重要な観察不能なインプットを含みます。これら観察不能なインプットが変動した場合、公正価値に重要な影響を与える可能性があります。

持分法適用会社の他共同出資者持分に関するコール・オプションの公正価値算定に使用する将来キャッシュ・フロー予想については、固定価格買取制度（FIT）又は再生可能エネルギー発電所及び蓄電池導入促進のための各制度又は顧客との契約等に基づいた事業期間、売電価格、発電等事業に必要な設備投資及び設備の利用率を経営者による最善の見積りに基づいて決定しています。割引率はリスクプレミアムやリスクフリーレート等を適切に反映した約7%を使用しています。コール・オプションの公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）します。

VPPAの将来キャッシュ・フロー予想については、契約に基づく顧客との固定売電価格、将来の電力卸市場価格、将来の非化石証書価格及び将来の予測売電量等の経営者による最善の見積りに基づいて決定しています。VPPAには、電力卸売市場で売電した価格が契約に基づく顧客との固定売電価格を上回った場合には当社側から需要家に対し当該上回った部分の支払が生じるといった不確実性が存在します。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

分解した収益と報告セグメントの売上収益との関連は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			内部取引調整	合計
	再生可能 エネルギー 発電等事業	開発・運営事業	計		
収益認識時点					
一時点で充足	86,429	4,079	90,508	△3,266	87,242
一定の期間にわたり充足	—	1,505	1,505	△1,125	379
合計	86,429	5,584	92,013	△4,391	87,622

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項 (6) 売上収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権は次のとおりです。

	当連結会計年度末
売掛金	8,865百万円
合計	8,865百万円

(2) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループで資産計上されている契約履行コストは、主に再生可能エネルギー発電等事業における売電契約において、顧客との契約の履行のためのコストであり、顧客への履行義務を充足するために発生した直接労務費、外注費等のうち回収が見込まれる金額です。契約の履行のためのコストから認識した資産については、連結財政状態計算書上は主に「その他の非流動資産」に計上し、契約に基づくサービスが提供される期間にわたって償却しています。

	当連結会計年度末
契約履行のためのコスト	11,638百万円

当連結会計年度において、契約履行のためのコストから認識した資産から生じた償却費は434百万円、当該資産に関する減損損失は285百万円です。

(3) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,359円04銭
2. 基本的1株当たり当期利益	36円59銭

(注) 当社は株式報酬制度を導入しています。同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当連結会計年度において、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式857,300株を控除しており、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式826,604株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

合同会社唐津バイオマスエナジーの取得

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：合同会社唐津バイオマスエナジー（以下、「唐津GK」）

被取得企業の事業の内容：木質バイオマス専焼発電事業

②企業結合を行った主な理由

当社は「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」という「ミッション／経営理念」を掲げ、太陽光、バイオマス、風力といった地域に根ざした再生可能エネルギー資源による発電事業及び蓄電事業を進めています。

当社は共同出資者との間で、「持分譲渡に関する覚書」に基づき、唐津GKが保有する発電所の完成及びEPCからの引渡し以降、一部の共同出資者が保有する出資持分を譲り受ける権利を有しており、今般、当該出資持分を譲り受けました。

③取得日

2025年9月30日（出資持分取得日）

④被取得企業の支配獲得の経緯及び取得した議決権割合

被取得企業の支配を獲得した方法：出資持分取得

追加取得前の出資比率 35.0%

追加取得した出資比率 16.0%

追加取得後の出資比率 51.0%

(2)企業結合日に受入れた資産及び負債の公正価値、非支配持分、取得対価及びのれん

有形固定資産	18,341 百万円
その他資産	22,259
借入金(非流動)	△22,078
その他負債	△10,106
純資産	8,416
非支配持分	△4,124
支払対価の公正価値	△613
既保有持分の公正価値	△4,412
オプションの公正価値	733
のれん	—

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配株主の持分割合で測定しています。
受入れた資産及び負債の公正価値は、外部専門機関によるデューデリジェンスを通じて精査した財務・資産状況の評価等を総合的に勘案しています。

当該企業結合に係る取得関連費用は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。金額の重要性はありません。

(3) 支払対価及びその内訳

支払対価の公正価値（現金）	613 百万円
被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	—
子会社の取得による支出	<u>613</u>

(4) 企業結合に伴う再測定による利益

当社が企業結合日に保有していた持分を、企業結合日の公正価値で再測定した結果1,676百万円の差益を認識しています。当該差益は連結損益計算書の「企業結合に伴う再測定による利益」に含まれています。公正価値に関する情報は「金融商品に関する注記」に記載のとおりです。また、当該差益には、持分法適用会社に対する持分相当額の組替調整額△4,163百万円が含まれています。

(5) 当社グループの業績に与える影響

被取得企業は2025年9月に運転を開始しており、運転開始前に発生する損益取引は軽微です。そのため、企業結合前の被取得企業の損益が当社グループの業績に与える影響は極めて限定的であり、プロフォーマ情報の開示は省略しています。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,329	11,307	30	11,337	6,867	6,867	△1,024	28,509
当期変動額								
新株の発行	13	13		13				27
当期純利益					228	228		228
自己株式の取得							△78	△78
自己株式の処分			△4	△4			19	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	13	13	△4	9	228	228	△59	192
当期末残高	11,342	11,321	25	11,346	7,096	7,096	△1,082	28,702

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	115	115	57	28,682
当期変動額				
新株の発行				27
当期純利益				228
自己株式の取得				△78
自己株式の処分				15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	153	153	△20	133
当期変動額合計	153	153	△20	325
当期末残高	268	268	37	29,007

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「7. (2) 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (3) 棚卸資産
仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (4) デリバティブ 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 6年 |
| 構築物 | 2年～5年 |
| 機械及び装置 | 2年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～20年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 社債の償還期間にわたり、利息法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 |
| (2) 投資損失引当金 | 投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。 |
| (3) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。 |
| (4) 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。 |

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価や重大な金融要素が含まれている場合は、契約条件等に基づき取引価格を見積って調整しています。

複数の履行義務が含まれている契約の取引価格は、過去の実績等を基に見積った、それぞれの履行義務の独立販売価格の比率で按分しています。

具体的な収益認識基準は、次のとおりです。

- ① 一時点で充足される履行義務
当社において一時点で充足される履行義務には、主として、事業開発業務契約がありますが、これらは、契約において支配の移転時点が明記されている場合には当該支配の移転時点に、そうでない場合には主として顧客への引渡時に収益を認識しています。
- ② 一定の期間にわたり充足される履行義務
次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。
 - (a) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
 - (b) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
 - (c) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

当社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、主として、工事管理契約と運営管理契約があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。

6. 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	33,893百万円
その他の関係会社有価証券	5,392百万円

これら株式もしくは持分は、市場価格がないため取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該被投資会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。また、子会社株式等の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときは、低下に相当する額を投資損失引当金として処理しています。当該見積りは、事業計画の変更等に影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	20,856百万円
その他の関係会社有価証券	3,220百万円
計	24,076百万円

(2) 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金280,801百万円の担保に差し入れています。

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。

株式会社水郷潮来ソーラー	749百万円
株式会社富津ソーラー	2,073百万円
株式会社菊川石山ソーラー	581百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	452百万円
九重ソーラー匿名組合事業	2,771百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	2,992百万円
大津ソーラー匿名組合事業	2,734百万円
軽米西ソーラー匿名組合事業	153百万円
軽米東ソーラー匿名組合事業	330百万円
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	413百万円
人吉ソーラー匿名組合事業	150百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	333百万円
苅田バイオマスエナジー株式会社	15,003百万円
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	19,419百万円
第一太陽光発電合同会社	13,048百万円
アールツー蓄電所合同会社	4,183百万円
株式会社南阿蘇湯の谷地熱	767百万円
合計	66,152百万円

以下の関係会社のEPC事業者向け支払に対し連帯保証を行っています。

合同会社御前崎港バイオマスエナジー	2,232百万円
合同会社唐津バイオマスエナジー	639百万円
合計	2,871百万円

以下の関係会社の米国テキサス州における蓄電事業の70%の持分を取得する契約に基づく支払義務の履行に対し保証を行っています。

Renova USA Inc.	627百万円
-----------------	--------

フィリピン共和国ビサヤス地域にて開発を進める太陽光発電事業において、競争入札制度を通じて20年間固定価格で売電する権利を落札いたしました。当該権利の履行に対し保証を行っています。

VICTORIAS GREEN ENERGY CORP.	268百万円
------------------------------	--------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	5,744百万円
(2) 長期金銭債権	3,469百万円
(3) 短期金銭債務	667百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	14,491百万円
借入実行残高	13,191百万円
借入未実行残高	1,300百万円

5. 財務制限条項

当社の当事業年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならなくなる可能性があります。当社は当事業年度末において当該条項を遵守しています。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部及び関連管理部門によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(損益計算書に関する注記)**関係会社との取引高**

営業取引による取引高	
売上高	6,153百万円
営業取引以外の取引高	1,478百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 857,300株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20百万円
賞与引当金	98百万円
貸倒引当金	175百万円
株式報酬費用	177百万円
投資有価証券等評価損	334百万円
会社分割による子会社株式調整額	77百万円
匿名組合分配損益	1,255百万円
税務上の繰越欠損金	1,208百万円
その他	188百万円

繰延税金資産小計 3,531百万円税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\triangle 1,208$ 百万円将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 2,309$ 百万円評価性引当額小計 $\triangle 3,517$ 百万円

繰延税金資産合計 15百万円

繰延税金負債

その他 $\triangle 15$ 百万円繰延税金負債合計 $\triangle 15$ 百万円

繰延税金資産の純額 一百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社水郷潮来ソーラー	所有割合 直接 68.0%	運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	749	—	—
子会社	株式会社富津ソーラー	所有割合 直接 51.0%	運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	2,073	—	—
子会社	九重ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	2,771	—	—
子会社	那須塩原ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	2,992	—	—
子会社	大津ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	2,734	—	—
子会社	第一太陽光発電合同会社	所有割合 直接 100.0%	運営支援。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	13,048	—	—
				資金の貸付(注7)	1,000	投資その他の資産 その他	1,000

種類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	荻田バイオマスエナジー株式会社	所有割合 直接 53.1%	運営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	15,003	—	—
子会社	合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	所有割合 直接 51.0%	運営管理支援。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)及び担保提供(注2)	19,419	—	—
				貸付金の回収	616	投資その他の資産 その他	1,103
子会社	合同会社御前崎港バイオマスエナジー	所有割合 直接 56.0%	発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	EPC事業者向け支払に対する連帯保証(注3)	2,232	—	—
子会社	Renova USA Inc.	所有割合 直接 100.0%	役員の兼任あり。	資金の貸付(注7)	473	関係会社短期貸付金	3,257
関連会社	株式会社南阿蘇湯の谷地熱	所有割合 直接 30.0%	技術支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注3)(注5)	767	—	—
関連会社	アールワン蓄電所合同会社	所有割合 直接 40.0%	事業開発に関する業務の受託。業務執行社員。	事業開発に関する業務の受託(注4)(注6)	750	売掛金	825
関連会社	アールツー蓄電所合同会社	所有割合 直接 39.0%	事業開発に関する業務の受託。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注8)(注3)(注5)	4,183	—	—

- (注) 1. 子会社又は関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
2. 子会社又は関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
3. 保証料の受領は行っていません。
4. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
5. 複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。
6. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
7. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
8. 関連会社の機器調達支払額につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 320円48銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 2円53銭 |

(注) 当社は株式報酬制度を導入しています。同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当事業年度において、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式857,300株を控除しており、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式826,604株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。